



Title	沖縄における社会変動と「模合」の慣習
Author(s)	渡口, 紘子
Citation	北大法政ジャーナル, 29, 123-158
Issue Date	2022-12-07
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89481
Type	bulletin (article)
File Information	HouseiJournal_29_05_Toguchi.pdf



[Instructions for use](#)

沖縄における社会変動と「模合」の慣習

とぐち ひろこ
渡 口 紘 子

目 次

序章	125
第1節 問題設定	125
第2節 構成	125
第1章 模合制度の概要	126
第1節 模合の仕組み	126
第2節 模合の起源	127
第3節 模合の特徴	128
第4節 まとめ	130
第2章 沖縄の近代史と模合の浸透	130
第1節 地域共同体としてのシマ	130
第2節 薩摩支配下の琉球	131
第3節 琉球処分後から第二次世界大戦まで	133
第4節 戦後	136
第5節 まとめ	137
第3章 模合の法的評価	138
第1節 講の法的性質	138
第2節 沖縄における模合の法的位置づけ	140
第3節 まとめ	146
第4章 模合の社会的機能	146
第1節 共同性	146
第2節 経済	147
第3節 閉鎖性	149
第4節 法との懸隔	151
終章	152

序章

第1節 問題設定

明治以降、欧米の近代法を継受してきた日本では、近代的な法制度と社会の現実の在り方のギャップから生じる問題の解決を目的として法社会学が発展し、国家法と国内の慣習との関係についての多くの研究がなされてきた。なかでも、農村漁村の入会権、水利権、相続等をめぐる慣習調査は、近代的法制度と現実社会の間のギャップの実相を解明し、国家が尊重すべき慣習法上の権利を明らかにした。日本における伝統的慣習の調査分析が、農村の解体や高度経済成長に伴う都市化の影響により、次第に衰退していった一方で、1972年に日本に復帰した沖縄に関しては、法と慣習をめぐる法社会学的研究はほとんど行われてこなかった。しかし、独自の統治体制を有していた琉球王国時代から、明治政府による琉球処分、戦後の米軍統治時代、日本復帰と、類を見ない激しい統治体制の変遷を経験してきた沖縄の公式法制度と慣習の関係は、法と社会のギャップの相関を動的に捉えようとする法社会学にとって恰好の素材であり、調査研究が待たれている。

特に、沖縄において広範囲で維持されてきた慣習である模合は、狭く法に限らず文化・歴史・経済にも関わる重要な研究対象である。ハワイや南米の沖縄系移民が現地でも模合の慣習を保持していることも知られており、言わば沖縄社会に深く定着した慣習である。

もともと模合とは、近世琉球時代に琉球王府編の正史『球陽』において示された「模合の法」（士族を対象に、支給米の一部を共同貯蔵し、困窮者に支給することを促すという王府の公的規定）により公認の法制度となっていたものであるが、その後の統治体制の変遷のなかで、広く一般社会における相互扶助的な慣習として現代まで残り続けてきた。現存する模合は、個人や団体がグループを組織して定期的に全員が一定額を拠出し、入札や抽選などの方法によって一人が全額を受け取り、これを全員が受け取れるよう繰り返す

ていく仕組みであることが多く、ほとんどが親睦や金融・貯蓄を目的に行われている。模合は、沖縄の慣習として歴史・文化・社会面からの研究はなされてきたものの、法学分野での研究は民法の視点から分析を行ったものがわずかにあるのみで、ほとんどなされていない。日本本土に存在する模合に類似した「講」については、法社会学的研究もなされているが、模合の特殊性と普遍性はまだ明らかになっていない。

そもそも、沖縄社会に関する法学研究は遅れており、明治政府によって行われた沖縄の旧慣調査¹や、琉球王国時代から明治期の旧慣温存期までの諸制度²について一定の調査研究は残されているものの、統治体制の変遷に伴う法制度の変化と市民の慣習の関係という視点から通史的かつ社会学的に法と社会の関係を分析した研究は皆無に等しい。発達した統治体制・法制度を有していた琉球王朝の法制度が一般社会の慣習として現代まで維持されているという事実は法秩序や社会規範の本質を考える上でも重要な示唆を与えるはずである。

度重なる統治体制の変遷を経験したにもかかわらず、なぜ相互扶助という原初的な社会保障の慣習が維持されてきたのかを、その社会的機能と関連付けながら解明したいと考えている。

第2節 構成

構成は以下のとおりである。まず、第1章では、模合という制度の概要について記述し、その特徴について論じる。第2章では、第1節で、沖縄の地域社会の特徴についてふれた後、第2節から第4節で、琉球王国時代から戦後に至るまでの沖縄の歴史を、大きな転換点となった薩摩藩の琉球侵攻、琉球処分、第二次世界大戦で区切り、社会変動と人々の暮らしの狭間で模合がどのような役割を果たしてきたのかを概観する。第3章では、日本本土の講についての判例・学説を踏まえながら、沖縄の模合が裁判に持ち込まれた際、法的にどのように構成され、評価されるのかを判例を挙げながらみていく。第4章では、沖縄社会についての先行研究を交えながら、模合という制度

が維持されている沖縄とはどのような社会なのか、沖縄社会において模合はどのような社会的機能を担っているのかについて分析する。

なお、模合の具体的事例をみるために用いた主な資料は以下のとおりである。

〈一次資料〉

- ・判決例
- ・那覇市で飲食店を経営するE氏を中心に同じ高校出身者（全員40～60代の男性）で組織された模合のメンバーへのインタビュー（これを事例①とする。以下同。）
- ・1980年代にハワイへ移住した経験をもち、現在は那覇市在住のS氏（60代）が、ハワイの沖縄系移民のコミュニティ内で見聞きした模合についてのインタビュー（②）
- ・沖縄本島北部出身で、沖縄では学生時代や就職後に友人たちと模合を行っていたO氏（現在は県外在住）へのインタビュー（③）
- ・大学の友人たちと卒業時に始めた模合を30年以上にわたり継続している男性A氏と女性R氏へのインタビュー（④）
- ・個人事業主15人で高額の模合を行っていたH氏へのインタビュー（⑤）
- ・沖縄に赴任して10年目の大学教員であり、①のE氏らの模合に参加しているT氏へのインタビュー（⑥）

第1章 模合制度の概要

第1節 模合の仕組み

模合とは、「頼母子講や無尽講の一種で広く庶民に親しまれている相互扶助的な金融の仕組み」である³。基本的には、個人や団体がグループを組織して定期的に全員が一定額を拠出し、その全額を一人が受け取り、これを全員が受け取れるよう繰り返していく仕組みである。

現在、沖縄で一般的に行われている模合は、親睦を目的とする「親睦模合」と、資金調達や利殖を目的とする「金融模合」に分けられることが多

いが、両者を兼ねるものも多く、明確に区別することは難しい⁴。

模合の発起人は、「親・座元・手元」などと呼ばれ、模合を取り仕切る中心人物である。模合の構成員は、「子・メンバー・会員」などと呼ばれる（以下、資料や引用を除き、発起人を座元、構成員をメンバーで統一する）。以下では、模合の流れについて大まかに説明する⁵。

・模合の発生

模合の発生は、座元がメンバーを集めて模合を起こす場合と、既存の集団で模合を起こしてから座元を決める場合に分けられる。後者の場合、明確な座元がない、もしくは形式的に決めておくだけのことも多い。模合の人数は、会合が月一回の場合、1年で一巡できるよう12人とすることも多いようである。

模合を起こす目的は、親睦、資金調達、貯蓄、情報交換など様々である。

沖縄では、文房具店などで模合帳が販売されており、規約のひな型と連帯保証の用紙がついている。利用者は、必要に応じて規約の記載や署名、会合ごとの受領者や金銭のやり取りを記録することができる。

・会合

定期的な会合が行われ、飲食を伴うことが多い。会合の頻度は月一回が一般的である。会合の場所は、レストランや居酒屋などの飲食店が多いが、メンバーの自宅で行われることもある。メンバーに飲食店経営者などがいる場合は、その店が利用されることも多い。

模合の会合費（会食費）は「座料」などと呼ばれ、受領者が支払うのが普通であるが、メンバーから別途会費を徴収して盛大な会食をすることもあり、模合のための特別な宴席を設定する飲食店もある。

・金銭

受領者の決定方法は、入札や抽選、話し合いな

ど模合ごとに決められている。第一回は座元が無利息で受領することが多い。

一度受領したメンバーは、他の全員が受領するまでは二度目の入札に加わることはできないが、基本的に模合終了時まで毎回掛金を拠出しなければならない。受領後の拠出すべき掛金を「送り前」といい、未受領者の掛金を「掛け前」という。掛金は一人一口とは限らず、同一人で「送り前」と「掛け前」を持つこともあり、模合の運営が停滞した際に問題となりやすい。

利息については、受領者が次回以降、定額の利息を加えて掛金を支払い、次の受領者がこの利息分も取得するという「積み上げ方式」と、受領者が利息分をその場で取得金から差し引き、「掛け前」の会員に支払う「割り戻し方式（割り返し方式）」が一般的であり、親睦模合は前者が多く、金融模合は後者が多い。基本的に親睦模合は低利（または無利息）であるが、金融模合は高金利のものも多く、大きな金額が非常に早く回転していくため、模合の崩壊の危険も大きい。

模合の金の使い道は様々であり、受領した際に大きな買い物をしたり、貯蓄に回したりするだけでなく、毎回全員が拠出する掛金をまとめて積み立てておき、模合メンバーでの旅行資金や慈善事業への寄付金に充てることもある。

・終了・継続・崩壊

模合は全メンバーが掛金を取得したときに終了し、解散となる。親睦模合では、一連の流れを何度も繰り返し、一つの模合が長期間にわたって継続されることも多い。

掛金の未納者が出た際は、座元か未納者の保証人が責任を負って支払うことになっているが、実際は、座元や保証人が責任を負わず、メンバー全員で損失を分担して解散することも多い。崩壊した模合のメンバーで新しく模合を始め、相互扶助を続けていく場合もある。掛金の滞納や持ち逃げをした者はその地域にいらなくなるため、県外に逃げることも多い⁶。

〈親睦模合〉

親睦模合では、共同体のリーダー格の者が座元となることが多く、メンバーは顔見知りの者、仲間内の者であることが原則で、血縁（兄弟、親戚、門中）、地縁（ムラ、郷友会）、職場、同窓会などのグループをもとに組織される。親睦模合では定期的に集うことが目的の一つとなっており、親しい者たちがいるから模合を起こすのか、模合をするためにメンバーを集めるのか判別しがたい。会合の場所は、座元の居宅か飲食店が多く、飲食をともにするのが一般的である。会合は月一回が普通で、掛金も少額である。

〈金融模合〉

金融模合では、マチの金融業者を中心に、不動産業者、中小商工業者、飲食店経営者などが核となって模合を起こし、そのまわりの主婦などがメンバーとして加わることも多く、かならずしも顔見知りとは限らない。会合の頻度は、毎日・毎週・十日に一回・月一回など様々で、掛金も高額であり回転が早い。メンバーは会合には出席せずに知人か座元に掛金を預けることもあり、これがトラブルの原因となることもある。メンバーを少しずつ組み替え、連鎖的に模合が組織されていくことが多く、一人が複数の金融模合に加入していることも珍しくない。金融模合の場合は高利の入札が原則であり、入札のタイミングが重要である。

第2節 模合の起源

「もやい」は九州地域を中心に広く使われている言葉であり、広辞苑（第6版）はこれに「舩い」と「催合」を当て、舩いは「船と船とをつなぎ合わせること、もあい、むやい」、催合は「二人以上の者が一緒に仕事をする事。共同。おもやい」としている。

薩摩藩では「模合」の用語が全域でみられ、労働力や財貨の集約的共同利用による相互互助である模合が近世初期から行われており、文献には1712年から登場している⁷。1609年の慶長の役以降、薩摩の支配下に置かれていた琉球において、

1700年代以降の文献に「模合」が多出していることから近世琉球の模合は薩摩の制度をモデルにしているという説もある⁸。琉球で初めて模合の言葉が公的に用いられたのは、1733年に琉球王府編の正史『球陽』において示された「模合の法」であるとされ、これは士族を対象に、支給米の一部を共同貯蔵し、困窮者に支給するよう促す王府の公的規定であった。

沖縄でも模合は古くから共同の意味で広く使われており、波平勇夫は、模合とは「広義には相互扶助と共生を目的とした共同行為」を意味し、共同行為としての模合には、「労働の集合形態である協働、物資や財貨の共同形成、共同管理、共同運営」が含まれるとした⁹。時代とともに、公的な目的をもつ共同行為が、国家や自治体などの公的権力機構に吸収されたこともあり、共同行為としての模合は、インフォーマル・セクター（私的領域）を中心に、経済的相互扶助に限定されてきたという¹⁰。金融制度としての模合は、1733年の「模合の法」以前にも民間レベルで行われていたと考えられている¹¹。

共同（行為）の意味で模合が使われている例として、気の合った者同士が経費を出しあって造る模合墓（共同墓）が挙げられる。寄合（ユレー）墓とも呼ばれ、村落の範囲での模合が盛んだった明治時代に造られたものが多い¹²。他にも、模合山（入会の山林原野）、模合海（入会の海浜）、模合井戸、模合風呂、模合膳（会食をすること）、模合傘（相合い傘）、模合宿（合宿・若者宿・娘宿）、模合雪隠（共同便所）、家屋の建築を共同作業で行う茅模合・家葺（ヤーフチ）模合などがある¹³。

また、道普請（道路工事）などの公共的な共同作業、農作業などを手伝い合うことなどを催合仕事（ムヤシゴト）といい、個人間の労働交換を、イイ（結）、イイマール（ユイを回す）、ユイマール、イイセーなどといった¹⁴。

このように、本来の模合は非常に広い意味で使われており、様々な形態が含まれていた。金融制度としての模合も、分類の仕方によっていくつも

の種類に分けられ、例えば、調達物（砂糖模合、米模合）、加入目的（家模合（家づくり）、山羊模合（山羊の購入）、親睦模合）、会員の属性（親族模合、同期生模合）などによる分け方がある¹⁵。

また、那覇地方裁判所が行った調査によると、沖縄における模合の原型は寄合にみることでできるとされる¹⁶。寄合は、先祖崇拜の思想に基づき、本家の祝祭日の費用の調達や困窮する本家の救済として、親族から穀物を持ち寄ったことに始まり、次第に親族から近隣部落へと普及して、相互扶助の役割を果たしていたという。当時はこれを寄合（よせあい）とって、物のみを持ち寄っていたが、次第に労働力も持ち寄るようになり、道路の修理や家の修理・建築等のために協力するようになったことで、物の寄合（よせあい）から人の寄合（よりあい）へと変化していった。言葉も寄合（よせあい：ヨシイエ）から寄合（よりあい：ユレー）へと変化したという。

この寄合（よりあい：ユレー）の言葉は、模合と並行して使われており、戦前までは模合よりも寄合ということが多かったらしく、現在でも使われる。

第3節 模合の特徴

3.1 模合における結合

波平は、現在の民間金融制度としての模合は、「共同社会における広義の共同的扶助制度の一つ」であるとし、その原理は、「必要な人のために財や労働を共同で調達し、その負担も恩恵も共同責任で享受すること」であり、根底には救済の意味があるとした¹⁷。さらに、模合の基本構造として、①相互扶助組織であること、②対等な個人の結合体であること（権利も義務も平等である）、③共同的行為が要求されること、④信用保証が前提になることから組織規模は小さい（小集団）こと、⑤私的領域（インフォーマル・セクター）で発達してきたことを挙げている¹⁸。

沖縄の都市化を分析した都市社会学の鈴木広は、沖縄の模合を「金銭的に互いに助けあうこと

を通じて、より一層親密に結束する仲間的結合の慣行」にほかならないとした¹⁹。模合に加入すると、模合の会合への出席だけでなく、仲間の信用を裏切らないこと、相互性の輪を完結させることが厳しく義務づけられるが、この特性は、あらゆる社会活動の領域に浸透している社会関係の中心原理であると指摘している。また、模合の水平的な結びつきが、沖縄社会の基本構造であり、沖縄の模合は「人と人との横のつながりを補強するシステム」であると分析した²⁰。

かつての物資や労働力を持ち寄る行為から金融制度へと形態を変えてきた模合であるが、共同体における相互扶助的な行為であるという点で、その基本的な構造は維持されているのではないかと思われる。

3.2 模合に類似した慣習・制度

模合のような庶民金融の活動・組織は世界中で見られ、アメリカの文化人類学者であるGeertzは、これをRotating Credit Associationと名付け、農業社会において発達し、農業型経済から商業型経済への「中間段階（middle rung）」として機能しているとした²¹。

沖縄の周辺でみられる模合に類似した慣習としては、日本本土の講、韓国の契、台湾の標会・会仔、インドネシアのアリサンなどがある²²。

日本において、講はもともと仏教的意義をもつ寺院行事またはそれに参与する僧衆集団を指し、元来は信仰的社会集団であったが、やがて金融経済的、社会的、政治的機能を有する講も形成されるようになった²³。鎌倉時代には、金融を目的とする頼母子講や無尽講が盛んに行われていたが、明治以降、近代的な金融機構が急速に整備されるにつれ、急激に衰退した²⁴。近代的な金融機構を利用できない一般の庶民階層を対象とする金融組織としての頼母子講や無尽講は、古くから民間で行われていた頼母子講や無尽講を営業化した営業無尽であり、近代的な金融機関と在来の伝統的な慣行との中間的形態として位置づけ得るとされる²⁵。明治期には、営業無尽が「無尽会社」とし

て庶民金融機関となるが、ほとんどの無尽会社が相互銀行に転換し、中小企業金融専門の金融機関となって現在に至っている。

3.3 模合の特徴

日本本土で頼母子講や無尽講が衰退した一方で、現在も広く行われている沖縄の模合とはどのような特徴を有しているのだろうか。ここでは、現在の模合の特徴として、沖縄での普及率、独自の規範、トラブル処理を挙げてみていく。

(1) 沖縄での普及率

沖縄において模合は、広い地域、かつ幅広い年代で行われている。

2016年に実施された琉球新報県民意識調査²⁶では、模合への参加状況を尋ねた結果、「している」と回答したのは全体の42.9%、「以前はしていたが、今はしていない」は17.9%であった²⁷。男女別では、男性で「している」が42.2%、女性で「している」が43.6%となっている。

年代別では、20代が22.5%、30代が49.7%、40代が50.3%、50代が55.7%、60代が49.4%、70代以上が28.8%であり、地域別では、「している」が最も多かったのは中部の46.5%で、北部43.2%、南部41.8%、宮古40.8%、八重山27.1%と続く。

また、沖縄は出稼ぎなどで国内外に渡った者の多い地域であるが、移住先の沖縄系移民のコミュニティにおいて、模合が保持されていることも珍しくない。沖縄系移民の多いハワイでも、コミュニティ内で模合が行われていたという話を聞くことができた (②)。

(2) 独自の規範

模合が様々な形態をとり得るのは前述のとおりであるが、現在の模合における基本的な規範、すなわち、「個人や団体がグループを組織して定期的に集まり」、「全員が一定額を拠出して、その全額を一人が受領し」、「全員が受領できるよう繰り返していく」仕組みであるということ、権限に差はあるものの座元という中心人物がいるこ

と、金の持ち逃げなどの逸脱を為した者はコミュニティから排除されることなどは基本事項として広く共有されている。

沖縄で普及している模合帳には、模合規約や連帯借入金証書のひな型が掲載されているが、特に親睦模合では、この規約や証書はほとんど確認されることがなく、もっぱら模合の日時や受領者の記録に使われている〔4〕。多くの人は模合をするにあたり、模合の基本的な規範に対する共通認識があり、模合帳の規約に沿わずとも、会合の日時や場所、掛金の金額、受領方法などの事項について決めるだけでよいのである。これは、模合帳を用いない場合も同様であり、あらかじめ模合規約を定めても加入者はほとんど確認しないという話もあった〔1〕、〔6〕。

沖縄において、模合がどのようなものであるかが広く共有されているのは、子どもの頃から親の模合などを身近で見聞きする環境の中で習得されていくところが大きいのではないと思われる。模合の会合に子どもを同伴する場合もあり²⁸、海外では意識的に沖縄系移民コミュニティの模合に子どもを連れていき、沖縄の文化に触れさせようとすることもあるようである〔2〕。周りの大人たちの模合を見て、社会人になると模合をするものだと思っており、大人のまねをして学生時に少額の模合を行っていたという話もあり〔1〕、〔3〕、世代間で継承されていくものといえるかもしれない。

(3) トラブル処理

模合でトラブルが発生した際、警察や裁判所などの公的機関に頼らず、内々に処理されることも多いようである。模合のトラブルとしては、落札者がその後の掛金を支払わず、姿をくらませるといったのが代表的であると思われるが、公的機関に頼らない場合、座元や保証人が責任を負って支払う、もしくは残されたメンバーで損害を共同負担するという泣き寝入りか、逃げた者を見つけ出し実行行使で償わせるという自力救済が行われることが考えられる。

E氏のインタビューでもトラブルに巻き込まれた話を聞くことができた〔1〕。E氏は、1回あたり掛金10万円、受領額100万円の模合を起こした座元に、E氏の方も支払うから名義を貸してくれと言われ名義を貸したが、座元は1回目を座元自身の名義、2回目をE氏の名義で落札すると、その金を持って県外へ逃げた。模合のメンバーは名義貸しの事情を知っていたが、E氏にお金を払うよう求めてきたため、E氏の名義で座元が落札した分をE氏が負担して80万円をメンバーに払い戻し、座元の名義で落札された分は全員で損失を負担して模合は解散したという。

インタビューでは、こうした模合のトラブルをいくつか聞くことができたが、その全てが内々に処理されたものであった〔1〕、〔3〕、〔5〕。

第4節 まとめ

本章では、現在は相互扶助的な金融の仕組みであるとされる模合が、もともとは「共同」の意味をもち、幅広い相互扶助的の行為を含んでいたことを確認した。また、模合に類似した慣習や制度は世界的にもみられるものであり、かつては日本本土でも講が庶民的な金融としての役割を果たしていたものの、現在では廃れてしまったのに対し、沖縄の模合は現在でも高い普及率を保っている。これは、模合の規範が広く共有されていることに支えられており、世代間で模合が再生産されている面も指摘できる。また、トラブルが内々に処理される点は、波平が指摘するように私的領域で発達してきたことと関連しているのかもしれない。

第2章 沖縄の近代史と模合の浸透

模合という慣習が担ってきた機能は、時代とともにどのように変化してきたのか。ここでは、沖縄における社会変動と関連づけながら模合の変遷をみていく。

第1節 地域共同体としてのシマ

広大な海域に分布している沖縄の島々は、島ご

との個性を有しており、沖縄本島とその周辺島嶼グループ、宮古島を中心とする宮古グループ、石垣島を主島とする八重山グループ、南大東島を主島とする大東グループの四つに区分できる。さらに、沖縄本島グループは北部、中部、南部に分けられる²⁹。

中世から近代まで、沖縄に住む人々の直接的な生活単位はシマと呼ばれる集落であり、近世では村（ムラ）、近代以降は字（あざ）と呼ばれる地域であった。人々は生まれたシマのなかで一生を過ごし、年中行事や祭りもシマ単位で行われた。沖縄の人々にとって、シマは帰属意識をもつ生活基盤であり、自己完結的な共同体であった。シマを平均5～10個程度集めて編成された上位の行政単位が間切であり、この間切のうちに市町村となる。

日本国家との関係のなかで沖縄を分析した山本英治は、沖縄の「シマ」とは、先祖代々住んでいる「地」において「血」のつながりが強く意識されながら一体化している血縁的・地縁的共同体としての特性をもつ一定の地域的範囲であるとしている³⁰。さらに、山本は、シマを〈地域〉という概念に置き換えたうえで、「ウチナーの自然風土の中で歴史的に形成されてきた社会的・文化的な特徴をもち血縁的なまとまりがみられる地縁集団であって、そこに住む人の存立性の根拠となっているもの」と説明している。

沖縄は離島だけでなく、沖縄本島内でもシマごとに方言があるといわれるほど方言が発達しており³¹、言語、風俗、習慣などが微妙に異なるシマの集合体として沖縄が形成されていたともいえるだろう。

第2節 薩摩支配下の琉球

2.1 琉球の国家体制

1477年に王位に就いた尚真王は、中央集権化を推進し、身分制・位階制を定め、辞令書の発給による官僚行政を整えた。また、行政村にあたる間切が置かれ、農民を土地に拘束し、租税を確実に集めるためのシステムとして、シマごとに地割制³²が設けられた。間切を領有する両総地頭と村

を領有する脇地頭による統治方法がとられ、地割の対象となった土地は売買の対象から除外されていた。農業経営やシマの運営、村内風紀、生活など全般にわたって農民統制が行われ、シマの共同体的性格はますます強められることとなった。

こうして、琉球王府は、定めた身分階層制と官僚機構を通じて農民からの収奪体制を確立し、幕藩体制下に組み込まれて以降もこの体制が維持されていく。

1609年、薩摩藩が幕府の容認を受けて琉球を制圧すると、琉球は幕府によって国家の「領分」として位置づけられた一方で、中国との朝貢冊封体制を維持していたため、幕藩体制のなかの「異国」という特殊な地位に置かれ、琉球はこの立場をもって王国体制を維持していた。基本的に中国が被冊封国の内政に直接干渉することはなかったが³³、薩摩藩は年貢の徴収権、琉球の対外貿易権を掌握すると同時に、首里王府上層部を直接掌握する国質制をとっていた³⁴。

2.2 身分制の強化

薩摩の支配下に置かれた琉球では、17世紀後半から18世紀初頭にかけて、士族身分と百姓身分の明確な分離がなされ、大名（王族）、士（士族）、百姓（平民）に厳しく分けられた。1689年に系図座が設置されると、士族以上は王府が編纂した家譜（系図）をもっていたため、系持ちと称され、家譜を持たない百姓は無系と呼ばれた。

17世紀末から、原則として王族と士族は、首里、那覇、久米、泊に住むことが定められた。これらの都市地区を町方と呼び、町方に住む町百姓は商業、工業、農業を営んでいたが、四都市地区以外は田舎と呼ばれ、農村に住む田舎百姓は農業に従事し、地割制により土地に縛りつけられていた³⁵。

士族の職分は学を修め、王府の役人として国のために尽くすことであったが、王府の官職や間切・村を領有する地頭職には限度があり、士族人口の増加に伴い、任職できない士族を多数生みだした。1725年に士族が他の職へ就くことを許可さ

れるが³⁶、それまで士族の男性は役職を目指して勉強のみに専念し、貧窮士族の妻は、夫が役職を得るまで長きにわたり生計を支えていた³⁷。こうした女性たちの仕事は、首里では機織り、質屋、小商売など、那覇、久米、泊では町屋（商店）や市での商いであり、当時は金融機関がなかったため仕事を始めるための資金は模合で工面していたという³⁸。

2.3 模合の法

琉球において、模合の文字が初めて文献上に登場するのは、琉球王府による歴史書『球陽』とされており、1733年に「模合の法」が定められたことが記されている。これは、当時の政治家である蔡温によって設けられたもので、原文は以下のとおりである³⁹。

始立模合法以助貴家

本國農夫工商各修其業多蓄資財雖遭旱潦足以防之至士臣之家頂戴地頭職竝知行高深蒙（闕）聖主隆恩潛修土業風雅禮法甚以足觀但所缺乏者資財而已是以國相法司始設模合法出乎地頭 所竝知行高米若干交納倉廩或二三十斛或四五十斛每年輪流以給一人相助各家不以四五年間 可以財聚資用故始立此法

（読み下し⁴⁰）

「始めて模合の法を立てて以て貴家を助く。本國の農夫・工・商は、各々其の業を修め、多く資財を蓄ふ。旱潦に遭ふと雖も、以て之れを防ぐに足る。士臣の家に至りては、地頭職並びに知行高を頂戴し、深く聖主の隆恩を蒙り、潜かに土業を修め、風雅礼法甚だ以て観るに足る。但、欠乏する所の者は資財のみ。是を以て国相・法司始めて模合の法を設く。地頭所並びに知行高より米若干を出し、倉廩に交納すること或いは二三十斛、或いは四五十斛、毎年輪流して以て一人に給し、各家を相助ければ、以て四五年間ならずして以て財聚り資用ふべし。故に始めて此の法を立つ。」

この法は、農、工、商に比べ、経済的に困窮しがちな士族層を対象に、支給米から20、30斛あるいは40、50斛を共同で貯蔵しておき、困窮者に支給して互いに助け合えば、支援を受けた人は4、5年で財をとり戻し立ち直れるというものである⁴¹。米の単位として使われている「斛（さか）」は、「一石」ともいわれ、当時の三司官の年収が80石、親方の年収が40石程度であることを考えれば、20～50石の共同貯蔵というのは相当の額であった⁴²。

模合が公認された直後の「農務帳」に、農地の共同使用の意味で模合の用語が使われていることや、共同で開墾する仕明地⁴³に、模合を当てはめている事例がみられることから、1700年代の模合は、貢租対応に向けた共同労働、共有地（仕明地）開発、共同貯蓄（米）を意味したとされる⁴⁴。

2.4 当時の模合

琉球処分前後に行われていたとされる模合についてみていく。

・読谷

仲原善忠文庫「模合帳一」・「模合帳二」・「模合帳」、崎原貢文庫「模合起請書」をもとに模合の分析を行った前掲・波平（2017）、27～30頁、および仲原善忠文庫「模合帳二」を分析した前掲・小林（1987）、159～185頁に基づき当時の模合を整理する。

いずれも読谷山間切（現在の読谷村）で行われていたものであり、19世紀のおそらく琉球処分前後のものではないかと考えられている⁴⁵。模合帳には、掛金や利子、諸経費の金額、開催日時、会合への遅刻や違反した際の罰金などの規則が詳細に定められている。

多くの模合は、掛金が銅銭50貫文、口数が100口程のものであり、一人で複数口もつ者もいたため加入者数は30人前後が多かったようだ。慣習として座元が最初の1回分を受け取り、かなりの利益となっていたようである。座元は読谷山間切出身者であり、参加者も同間切内近隣村在住者が多

い。模合の会合は、座元の自宅で行うのが慣習であり、飲食を共にしていたため、宿代、書賃、焼酎代、酒代、筆紙墨代なども必要とされた。

「模合帳二」を分析した小林は、金額、期間、構成員からみて、この模合が読谷村波平の庶民上層部を中心としたものであること、その存立基盤が官職制上の上層部にあったことを指摘している⁴⁶。波平は、口数による加入者の出資分布からみえる加入者間の所得格差や、地域の資産家が模合に関わっていたことを指摘している⁴⁷。

・首里

「同治六年丁卯三月廿七日 相始候五百貫文模合模帳」を分析した前掲・波平（2017）（30～31頁）に基づき整理した。

この模合は1867年（同治6）に発起されたもので、加入者は60人、掛金は500貫文で、年2回開催される。落札前のくじ引きは4つ時（午前10時）になされるので、会費は5つ時（午前8時）までに持参し、もしこの規則に違反すれば、1時間に10貫文の料金を支払うなどの規則が定められている。全体として加入者の身分は比較的高いようである。

読谷の模合の掛金はほとんど50貫文であったのに対し、掛金が500貫文であるこの模合の規模は大きく、経済的に恵まれた人々であったといえる。

・沖縄本島中南部

「琉球資料」所収の模合請取証文14件を分析した、高良倉吉「近世末近代初頭の琉球における模合請取証文について」『琉球大学法文学部紀要日本東洋文化論集』第12号（2006）をもとに整理する。

14件の証文からは二つの模合が確認でき、両者とも模合開始から終了までの期間が7年余りの長期であると同時に、参加メンバーが延べ人数にして90人近く、かつ一回あたりの受領金額の平均は500貫文近い。証文が作成された時期は、琉球処分前後と推定されており、地域は沖縄本島中南部ではないかとされている。模合の規模が大きい

め、座元としては富裕層が想定されるが、明確なことはわかっていない。

当時の模合から人々の経済格差が読み取れることから、模合は富の蓄積と困窮者の救済という二つの面を有し、王府の財政安定策にもつながったとも考えられている⁴⁸。模合の規則は、会合の日時から受領者の保証、違反時の罰則に至るまで細かく定められている。また、座元の権利は絶対的であり、加入者の立場は弱かったとされる⁴⁹。

2.5 琉球王国末期

1850年代から1860年代は、台風、干ばつ、疫病などの災害による農村の荒廃、薩摩藩への砂糖貢納制度による王府財政への打撃など、琉球社会は危機的状況にあった。1861年から1865年にかけて、文替り（鉄銭と銅銭の交換レートの変更）が6回も行われたことにより、深刻な経済的混乱が引き起こされ、模合も混乱状態に陥り、その収拾に非常に困ったという。しかし、生活の安定を取り戻すと、再び模合は活気を取り戻し、1879年の廃藩置県後は商工業者の間で賑わいを極めた。

模合に参加する女性も相当数いたとみられることから、沖縄で模合が類を見ないほど発達したのは、第一に金融機関がなかったこと、第二に家庭生活に織り込まれている関係、第三に女性が興味を持っていたことが原因であり、婦人が商売の前線に立ち、金の取引が自由になされていた結果であるともいわれている⁵⁰。

第3節 琉球処分後から第二次世界大戦まで

3.1 琉球処分

日清両属の立場にあった琉球王国は、1872年に明治政府により琉球藩とされ、1879年には沖縄県が設置された。沖縄県の設置後も1895年までは土地制度、租税制度、地方制度などに関する日本の法制度を沖縄に施行せず、従前のままの法制度を維持させる旧慣温存政策がとられ、貨幣も琉球王国時代の銅銭が使用されていた⁵¹。

明治以来、日本政府による沖縄の農業政策は、

精製糖業資本の原料確保の手段として、サトウキビ作中心の植民地的モノカルチュアの奨励にとどまり、農業の改良はほとんどなされなかった。その結果、サトウキビ作面積の増大は稲作を衰微させ、自給食糧である甘藷の栽培を圧迫し、食料自給力を極度に低下させた⁵²。さらに、当時の沖縄にとってサトウキビは高い租税を支払うための主要な換金作物であったが、砂糖を売り、米を買い入れるという産業構造は、外部の景気変動や作がらの変動による直接的影響をうけることとなった。沖縄の農業は零細農家の割合が高く、農業技術も低かったため、常に深刻な食糧不足と経済恐慌の危険が県民生活を脅かしていた⁵³。

日清戦争（1884～1885）後は、寄留商人も増えたため、寄留商人を中心とした商人たちの間で高額な模合がなされるようになっていった。鹿児島商人が多かったこともあってか、次第に鹿児島式の入札模合が勢いを増し、これまでの沖縄の単純な模合の様式にも変化が生じ多種多様な模合が出現した。

商工業の発展に伴い、特に黒糖の取引が盛んになったことで、荷為替のための金融機関が必要となり、1888年に第四百四十七銀行沖縄支店が那覇市につくられたのを皮切りに次々に銀行が登場した。しかし、これらの銀行を利用していたのは一部のみで、一般には利用できなかったため、模合は庶民金融機関として発展を続けた。

模合の加入者に小商工業者が増えたことで、模合金の受領方法は入札式が盛んになった。営業資金の工面に迫られた小商工業者が高額で入札するため、座元や他のメンバーは利益が多くなる一方で、景気に左右される小商工業者からは未納者が頻出し、座元もやり繰りに窮し、ついに収拾のつかない状況に陥ることも多かった。しかし、金融として模合以外に頼れるものがなかったため、次々に模合が起こされた⁵⁴。

模合の座元は多額の利益を見込んで、様々な伝手を頼りに加入者獲得に奔走するため、メンバーは拒むに拒まれず加入することも多い。模合において座元は様々な利益を得られるため、模合が立

ち行かなくなった際は、座元が全責任を負うものと考えられていたが、座元が支払能力を失い、その座元以外に責任者がいない場合は、次の受領者が戸別訪問して勝手に取り立てることもあった。しかし、入札式などの模合は混乱に陥って収拾困難になった例も多く、子孫まで迷惑をかけた例や、八重山では座元としての責任を果せないため夫婦で自殺した例もあるという⁵⁵。

3.2 経済・金融の状況

沖縄における国税、間切税の負担額は急速に増加する一方で、1891年から1900年までの10年間に、税負担は4倍以上になっている。一人当たりの国税負担額は、東京が6銭8分であったのに対し、沖縄は約2倍の1円35銭であり、さらに間切税が1円余り賦課されていた⁵⁶。また、明治末には、沖縄県の所得総額が全国で最低であったにもかかわらず、所得に対する税負担の割合は最も高く、民力に不相応な高率の税を負担していたため、特に農村の困窮は酷かったようである⁵⁷。

明治以降、銀行ができては破綻、合併を繰り返していた沖縄の銀行界は、昭和に入り、地元の沖縄興業銀行、本土資本の第四百四十七銀行沖縄支店、日本勧業銀行那覇支店の三行に絞られた。日本勧業銀行那覇支店は、前身が沖縄県農工銀行だったこともあり、利用者のほとんどが農民だった。沖縄興業銀行と第四百四十七銀行沖縄支店は普通銀行であったが庶民の利用はほとんどなく、寄留商人が主に利用し、沖縄の人間は相当規模の商売をやっている者に限られていた。庶民は、貯金をする際には郵便局を利用し、身近な金融としては模合を利用していた。家や墓の建築や土地の購入、病気の治療などまとまった金が必要な時に模合が行われていたが、当時の沖縄は疲弊しきっており、庶民は貧しく、模合崩れや座元の不正が社会問題化した。加入者が模合金を納めきれない場合、加入時に名前を連ねた保証人が全責任を負うことになるため、沖縄本島の農村では身売りされる少年少女も多かった⁵⁸。

その他の金融業としては、金銭貸付業者、質

屋、無尽会社、製糖会社があり、製糖会社の肥料資金と産業振興資金は無利子、日本勧業銀行の不動産長期債務、通常債務は七分二厘の低利であったが、その他の金融による資金は、最高四割三分八厘、最低一割、平均一割八分（日歩五銭）で、貸し付けの際に手数料として五分ほど差し引かれるのを合わせると大変な高利であった⁵⁹。

3.3 当時の模合

明治30年代には金融逼迫の影響を受け、都市地区の首里、那覇だけでなく、郡部地区でも模合が流行した。明治35年（1902）に県当局が内務省へ報告した記録によると、当時は目模合、ガン模合、日模合、大模合と呼ばれる4種類の模合が流行していた⁶⁰。

目模合は、家計があまり豊かでない者たちが、結婚資金や商業資本をつくるために起こしたもので、那覇や首里で最も多く行われた。田舎の間切、村々では主に家屋の改築や家畜の購入資金を得るために、この種の模合が利用されたようである。掛金は1口20銭から2円までとなっており、1口が20銭のものなら、総口は50～100というのが一般的であった。初回の掛金は経費に充て、その残金は座元に報酬として与えられた。二回目から順番または抽選で受領していくが、慣例として、年に3回は順番や抽選によらず座元に先取特権が与えられた。この他にも座元の役得は大きかったようで、座元のほかに加子という者もあり、座元に次いで役得が大きく座元と縁故関係にある者になった。目模合は月一回で、順番および抽選であった。座元も加入者も身元の確実な保証人を要求され、模合の期間は4～7年に及んだ。

ガン模合は、葬式の費用に充てるために、貧乏な老人や病身の家族を養う人々の間で流行した。加入者に不幸があった場合は、模合の掛金を支出し、葬式の費用に充てた。受領者の決定方法は抽選であったが、初回は座元が受領し、2回目から4、5回目までの総拠出金は座元が予備として保管して、加入者で死亡者がでるとクジの当選者としてその遺族に模合金を渡した。模合金受領後の償還の方法や保証人を必要とする点などは目模合

とほぼ似ていた。

日模合は、主に首里や那覇で行われ、婦女子の行商人、あるいは人力車夫や日雇人足のような労働者たちが互いに必要資金を生み出すために始めたものであった。加入者は座元に毎日2銭ずつ金を届け、仮にその期間を110日とすると、一人の総掛金は2円20銭になるので、1ヶ月半ほど金を出した者は、その時点で100日分の掛金2円を受け取ることができ、10日分の20銭は座元が取得した。

大模合は、首里や那覇の富裕層が集まる上流社会で流行したもので、不動産の購入や質屋の営業、貸金営業に要する資金作りを目的としており、前述の模合とは異なり、現にある金をさらに増やすのが目的である。掛金はふつう50円であり（当時の新米教員の月給が5円だった）、20～40口が一組で、期間は15～30、40年に及んだようである。掛金の払い込みは1年に2回というのが一般的であった。この模合にも座元と加子があり、初回から5回目あたりまでは座元と加子に先取権があり、役得で大いに稼いでいたようである。

3.4 模合取締規則

明治、大正期の模合は口数が大型化するとともに期間も長期化する傾向にあったため、模合が立ち行かなくなったり、座元が不正を働いたりするケースも少なくなく、社会問題になりつつあった。

1915年に無尽業法が施行され、全国の頼母子講はその適用を受けたが、複雑を極めた沖縄の模合については、全てにこの法律を適用できなかったため、1917年に適応外の模合を対象として、模合取締規則が制定された⁶¹。この規則は12条からなり、模合の出願許可制、公正な契約書の作成義務、期間5年以内、給付金1000円以下、口数100口以内、帳簿類の常備と公開、収支明細表の届出制、方法・目的が公安を害するどうか不確実なものに対する不許可または取消しなど、厳しい条件が定められていた。

しかし、模合取締規則も、模合の問題を解消するには至らず、1919～1920年頃には模合が次々と倒れ、倒産者が続出したという。

第4節 戦後

4.1 都市化と人口移動

第二次世界大戦後、沖縄は米軍の占領下に置かれた。1945年10月以降、収容所の民間人の帰還が許可され始めるが、軍用地の接収により元の居住地に帰れなくなった者は推定約6万人とされており、他の地域に移住する者や収容所付近にとどまる者も多く、基地の周辺に人口が集中していった。さらに、国内外からの引揚者により、沖縄の人口は1945年の約33万人から、翌年には約51万人にまで増加している⁶²。人口過剰により食糧難が深刻化したことにより、米軍基地内外の労働力の需要を見込んで、離島や農村から沖縄本島中部や那覇への出稼ぎ、移住がなされていった。戦前の農村では集落ごとの共同体意識が強く、この共同体内で生活が完結していたため、他地域への人口移動はほとんどなされていなかったが、戦後は集落ごとの移動や地域間の人口移動、中部や那覇への人口流入とそれに伴う都市圏の形成がなされたことで、言語・風俗・習慣などの異なる他者と共存する社会へと変化していった。

1950年代にはすでに模合が行われており、模合で資金をつくり家を建てることも多く、生活資金や事業資金の調達、家畜の購入を目的とした模合も行われていた⁶³。当時は皆、生活が苦しかったため、模合によって助けられた反面、掛金の支払いや模合崩れで苦しい思いをしたようである。

4.2 当時の模合

戦前戦中と戦後の模合を比較した波平によると⁶⁴、戦前戦中の模合は、会員数は20名以下が約70%、会員構成では親戚が30%、隣人25%、残りは友人その他となっている。会員の所属は、同一集落内で約80%を占め、部落外会員は約20%となっている。会合は年一回が約87%となっており、目的では家の新築・改造、墓造り、田畑購入、貯蓄、教育費が全体の約92%を占め、ほとんどが貯蓄とつながる金融模合であった。

一方で、戦後は模合の内容も変わり、1988年の模合は次のとおりである。会員数は20名以下が

全体の約72%を占めて戦前期と変わらないものの、会員の属性では友人、仕事仲間が約62%と増加し、隣人、親戚は約30%と減少している。会員の所属では、部落内が約20%で、残りは部落外会員である。会合はほとんどが月一回であり、目的は約56%が親睦で、残りは貯蓄とみられる。会合場所もほとんどがレストランやホテルとなっている。

日本復帰直後に、沖縄振興開発計画の一環として、沖縄開発庁沖縄総合事務局が貯蓄動向と資金調達の両面から模合の実態を調査した『沖縄の模合実態調査』⁶⁵では、沖縄全域の貯蓄保有世帯のうち、模合貯蓄の保有世帯割合は、全県平均48.6%と高く、銀行預金(54.5%)に次ぎ、農漁協預金(37.5%)を上回っている。

保険、株式、投資信託、公社債の保有率は全国平均に比べて目立って低く、生命保険簡易保険は27.7%(全国平均80.5%)、株式6.6%(同12.6%)、投資信託0.8%(同3.0%)、公社債0.7%(同6.5%)であり、地区別にみても、保険、株式等の保有率が低い地区において模合貯蓄の割合が高くなっている。

調査時点で、「模合に加入している」と回答があった世帯割合は61.0%で、地区別では、本島南部が68.9%で最も高く、最も低い本島中部でも58.3%であり、都市部である那覇でも58.8%である。模合の加入理由別回答数を加入世帯の割合で見ると、「親睦のため」が48.6%、「相互扶助のため」が36.0%で、「簡単に資金調達ができたため」が29.0%、「貯蓄のため」が24.2%である

グループの構成は、「親せき・知人・友人」が55.5%と最も多く、次いで「近所の人達」が44.0%、「職場の人達」が14.2%、「同郷の人達」が9.4%、「同業の人達」が8.5%となっている。

模合金の用途(現在加入している模合の給付を受けた世帯のみの回答割合)では、「借金返済」が22.4%、「生活費」が21.3%、「住宅資金」が19.5%、「事業資金」17.0%、「預貯金等」が16.6%、「耐久消費財(自動車、電化製品等)の購入」が13.2%、「結婚・教育・医療資金」が10.3%

と用途は多様である。

模合加入世帯のうち、これまでに模合で被害を受けたことが「ある」と回答したのは19.2%である。

那覇を中心とする都市圏での模合の加入状況は、事業所の56.2%、農家の55.4%が加入しているとなっている。加入理由としては、事業所の場合、「親睦」が46.4%、「事業資金調達」が33.3%となっており、農家の場合、「親睦」が38.9%、「貯蓄」が24.8%、「住宅資金調達」が16.8%を占めている。

模合でトラブルが発生したことがあるかについて回答したのは、それぞれの回収総数のうち、事業所は47.6%、農家は47.7%であり、回答者のうち、トラブルが発生したことがあると回答した者は、事業所で17.7%、農家で7.5%であった。被害の内容（事業所・農家区別なし）では「座元が無断で被害者の名義を使って落札した」（30.8%）が最も多く、「落札者不払い」（23.1%）、「復帰時の通貨交換でドルから円換算をめぐるトラブル」（15.4%）、「落札者が持ち逃げした」（15.4%）が続く。

4.3 ゴロゴロ模合

日本復帰頃、模合から得る利ざやで生計を立てる者もあり、こうした模合業者の模合に事業者が参加し、資金調達を行うという一種の高利貸しが行われていた。戦後、利殖を目的とした高額の金融模合が増えたため、模合の掛金を払うために別の模合が起こされ、連続的に模合が崩れ、自殺者や県外への逃亡者が出る騒動が何度か起こったという⁶⁶。連鎖的に模合が崩れることを「ゴロゴロ模合」といい、大きな社会問題にもなった。

実際のゴロゴロ模合の事例をみてもみる⁶⁷。

1981年2月、沖縄市内の商店街で3つの大口模合が崩れ、合計3億円余の被害を出したという事態が表面化した。崩れた3つの大口模合のうちの1つの座元であった女性Aは、夫が経営している食堂の2階を飲み屋にするため、市中銀行から設備資金を借りる予定であったが、夫の食堂経営の

ために受けていた融資の返済中であったことや、利息の高さなどから、銀行融資を諦め、模合によって設備資金を賄うことにしたらしい。Aの夫の経営する食堂の景気が良かったこともあり、Aが模合を呼びかけると商店街の人々は快く応じ、月一回、掛金20万円の模合が始まった。しかし、Aが開業した飲み屋は経営がうまくいかず、月々20万円の支払いが苦しくなったAは、新たに月三回、掛金10万円の模合を始め、さらに、同じ商店街で行われていた別口の模合にも参加し、時には1割の高利息で落札するほど追い詰められていたという。崩れた3つの模合は、昭和52、53年頃に始まり、模合の参加者は、ほとんどが地元の商店主か主婦で、なかには高利息に惹かれ他地域から参加する者もいたという。3つの模合のメンバーは重なっている者も多く、商店街にある約100店舗の商店のうち7割が模合崩れの被害にあったともいわれる。Aが座元をしていた模合の被害額は2億円余、被害者も50人以上とみられ、他の2つの模合の座元の被害額はそれぞれ約5千万円であった。模合崩れの騒ぎがエスカレートし、債権者らの度重なる請求に耐えかねたAは、店を1億円余で売り払うと、夫や子どもを連れて姿をくらませた。

被害者の1人は、「銀行から融資を受けようとすると担保が不足、書類がどうのとうるさくてしょうがない。数百万円を借りるのに長時間かかる。銀行通いがいやになって簡単に資金が入る模合に走ってしまう」と金融機関を利用する煩わしさを説明していた。他の被害者からも「銀行がそんなに簡単に利用できれば模合なんかするものか」という意見が出ていた。

第5節 まとめ

琉球王国時代から戦前までの沖縄において、人々は地縁・血縁に基づくシマを生活基盤としながら、相互扶助によって貧しい暮らしを支えあっていたと考えられる。模合の法にみられたような困窮者の救済としての模合の役割は、琉球処分後も維持され、近代的な金融機関を利用できない貧

しい庶民たちの金融としての役割も担うようになっていった。こうして、沖縄のシマを基盤とする社会構造と、近代の金融制度の未発達が交錯する中で、人々の相互扶助と民間金融の両面性を持った模様が社会の下層にまで広く浸透していった。

戦後の人口移動によりシマが解体され、国家法と資本主義経済が整備された現代の沖縄社会においても模様が広く行われており、なお重要な役割を果たしている（詳細は4章）。

第3章 模様の法的評価

第1節 講の法的性質

模様の法的性質を論ずるにあたっては、一般に日本本土における無尽講や頼母子講（以下、特に区別を要する場合を除き、単に「講」という）との比較において検討がなされてきたといえる。そもそも、沖縄における模様が、本土における講と法的性質を一にするのかについては議論のあり得るところであるが、これまでのところ法律的側面からみれば、概ね同一のものとして論じられてきた⁶⁸。

講の法律上の定義として、石坂音四郎は、「数人が相集まりて一定の時期毎に一定の金銭を支出し抽籤もしくは入札の方法に依り順次に講金を受領せしむる方法」とし、由井健之助は、「数人が、一定の口数と給付すべき金品を予定し、定期に夫々其の持口に応じたる金品の掛込を為さしめ、各掛込者に対しては順次に抽籤入札其他の方法に依り、金品の給付を為すことを目的として組織するもの」としている⁶⁹。由井健之助は、講の構成要素として、数人の当事者が組織すること、一定の口数と給付金を予定すること、定期にそれぞれ持口に応じた金品の払込をなすこと、総ての講員が特定の方法により順次に給付を受けることを挙げており、安次富哲雄は判例上の模様がこれらに該当すると述べている⁷⁰。

従来の講の法的性質については、消費貸借説、組合説、無名契約説などの説が唱えられてきた。

1.1 消費貸借説

消費貸借説は、貸金請求ノ件（大判明35.6.12民録8輯6巻58頁）において大審院が「頼母子講ニ於テ当籤者カ講金ヲ領収スルヤ異日掛戻ヲ為ス義務ヲ負フ者ナレハ、其弁済方法ハ普通ノ消費貸借ト異ナルコトハ勿論ナリト雖モ、其権利関係ノ性質ハ消費貸借ナルヲ以テ通例ト為スモノナリト云ハサルヲ得ス。何トナレハ当籤者カ掛戻ノ方法ニ依リテ弁済スル所ノ物ハ其種類品等ハ当初領収セシ物ト同シキコトヲ要スルハ勿論、其数額モ亦同シキニ非サレハ多額ナルコトヲ要シ、而シテ其弁済スヘキ数額領収シタル数額ヨリ多キ場合ニ於テハ其差額ハ利息ノ性質ヲ帯フルニ過キスシテ、要スルニ消費貸借ノ要件一トシテ具備セサルモノ無キヲ以テナリ⁷¹。」とするように、講のメンバー全員の相互間、または講のメンバーと座元との間に⁷²、配当金を受領した時点で消費貸借契約が成立し、その後の掛金の支払いは当該契約に基づく弁済であり、最終的に受領額よりも多額の金員を弁済する場合にはその部分は利息と評価されるというのである。

この点、当時「年又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル金銭其他ノ物ノ給付ヲ目的トスル債権」について5年の短期消滅時効を定めていた民法169条に、講の支払債権が該当するかが争われた無尽掛金請求ノ件（大判明41.10.15民録14輯1021頁）においても、「無尽講金ハ普通金融ノ必要ヨリ不利益ノ競落ヲ為シ、之ヲ借用シ掛金トシテ其弁済ヲ為スモノニシテ、其性質消費貸借ナルヲ以テ、各回ニ掛戻ヲ為スハ特別ノ理由アルニアラサレハ之ヲ各箇独立ノ債務ナリト云フヘカラス」として、同様に講の支払債務は金銭消費貸借契約によるものとされた。

当時の裁判所は、上記「無尽掛金請求ノ件」で指摘されているように、講を金融の一種であって、予め利息を含めた形でメンバー全体から金員を借り入れ、その後多めに支払いをなすことで利息分を含めた弁済をするものであり、まさに金融機関で借り入れをするのと実質的には同一視できるものと評価していたと思われる。

しかし、この消費貸借説は、典型契約たる消費貸借契約からは説明困難な弱点があり、次第に判例としての地位を失うこととなる。従来、貸主が借主に金銭を交付し、かつ借主がその返還を約することによって初めて契約が成立するものとされており、現在でもこれが原則であるが⁷³、そうすると、あるメンバーが他のメンバー全員または座元との間で消費貸借契約を締結するのは、その者が配当金を受け取った時ということになる。しかし、それでは、それ以前の支払金について法律上の理由なく債務の弁済を行っていたことになってしまうこと、配当金受領以前の金銭支払い債務については他のメンバーへの貸し付けの一部という説明は可能であったとしてもやはり自らの借入金に対する弁済と評価することが困難であること、特に最後に配当金を受け取る者についてそれ以前の支払いを弁済と見ることが不可能であることなどが指摘される。いずれにしても講と金銭消費貸借は当事者の認識においても、実際の行動においても整合的とはいいがたいものであったといえる。

1.2 組合説

次に組合説は、貸金請求事件（大判昭6.5.1法律新聞3272号16頁）が講の規約変更について全員の同意を要するか否かに関し、「無尽講ナルモノハ、組合ノ一種ナルヲ以テ講規約ヲ以テ特別ノ定ヲ為ササル場合ニ於テハ、講会ノ結議ナルモノハ講員全部ノ同意ヲ要スルモノト為ササルヘカラス」⁷⁴とするように、講の組織体は各当事者が出資をなして共同の事業を営むことを約する契約（合同行為）であって、メンバーに双務的關係を発生させ、かつ出資は総メンバーの共有（総有）となるべきと考えるのが実態に即しているとする⁷⁵。

確かに、講の組織と出資形態に着目すれば、実態をよく表しているように思われるが、座元とメンバーが一対一で金銭の支払い関係を結び、これを集団化した場合の説明がつかないこと、かつての救済施策や一定の村落事業の達成などのための

ものであればともかく、近現代的講においては同一の利益のためになす契約（合同行為）の性質に反する場合があること、などの問題点が指摘され、やはり通説となるには至っていない。

無尽金払渡請求事件（大判大11.1.24民集1巻7頁）も、無尽講配当金に設定された質権について、当該質権設定が組合持分権の処分に該当し、民法676条1項によりこれを組合たる講に対抗できないのではないかが争われたところ、「其質権ノ目的ト為リタルモノハ、講会ニ属スル共同的財産ニ付キ講員ノ有スル持分又ハ持分ニ類スル権利ニ非スシテ、斯ノ如キ権利ヨリ生スルモノト離レテ個別的権利ト為ルヘキ落札無尽金引取ノ債権ニ外ナラサルモノト解ス可ク、従テ該講会カ組合又ハ組合類似ノモノナリトスルモ、其共同的財産ニ対スル講員ノ持分ヲ以テ本件質権ノ目的ト為シタルモノニ非サルコト疑ヲ容レサル所ナレハ、其質権ノ設定及之ニ基ク本訴請求ハ毫モ民法第六百七十六条ノ規定ニ抵触セサルモノト謂フ可シ」として、講からの配当は組合持分と切り離して理解している。このような点からも、講を組合として把握することには限界がある。

1.3 無名契約説

このように、講の法的性質を一般的網羅的に説明することは困難であって、講という無名契約と解するケースが多いように思われる。学説においては、講のための会を作る契約と、講の中での金銭授受に関する契約とを峻別した上で、前者は座元及びメンバーとの間の講会契約ともいうべき無名契約であってそれ自体としては権利義務関係を生じさせず、それと同時にメンバー相互の金銭授受は金銭消費貸借契約であるとする江木説⁷⁶、組合類似の無名契約であるとする由井説⁷⁷など多岐にわたる。判例においては、頼母子講返掛金請求上告事件（最二小判昭42.3.31判例時報481号109頁）が、「講元が自己の事業として講加入者を募集し自己の責任で運営するものではなく、講員が一同となつて協力して全員の事業として運営する」講を「組合類似の関係」であるとしたように、組合

類似の関係を判示しつつも、結果的に一般的法律構成をあきらめて、個別の契約や当事者の行動などから法律関係を決定せざるを得ないとするものが大勢を占める。

債権確定請求ノ件（大判明44.12.8民録17輯759頁）は、前掲・明治35年貸金請求ノ件に言及した上で、「頼母子講ニ於ケル当籤者及ヒ未当籤者ノ債権債務因果シテ消費貸借ノ関係ニ基クモノナリヤ、将タ組合類似ノ関係ニ基クモノナリヤ、又其権利関係ハ当籤者ヲ債務者トシ未当籤者タル他ノ講員トノ間ニ直接ニ成立スルヤ、或ハ其両名間ニ講総代ノ如キ者ノ介入シテ権利関係ノ成立スルモノナリヤハ事実裁判所カ各箇ノ場合ニ付キ当事者間ノ規約ニ従ヒテ判断スヘキモノニシテ法律上一定シタルモノアルコトナシ」として、原則は消費貸借であるとしつつも、当事者の契約の問題であるとし、最終的には事実認定の問題であるとしている⁷⁸。

貸金請求ノ件（大判大3.3.20民録20輯222頁）も一般論は示していないものの、講には民法の組合契約に関する規定が適用されるとの上告人の主張に対し、「講会ハ講員ノ集合ニシテ、講員カ予メ日時ヲ一定シテ会合ヲ為シ、其都度各若干ノ掛金ヲ為スヲ普通トスルモ、掛金ヲ出資トシテ共同ノ事業ヲ営ムコトヲ約スルモノニ限ラサルカ故ニ講会ヲ以テ直ニ民法ニ所謂組合ナリト断定ス可カラス」として講が当然に組合に当たるとはいえないとした上で、「共榮講カ民法ニ所謂組合ノ性質ヲ有スルモノナルコトハ原院ノ確定セル所ニ非サレハ、民法第六百七十条ノ適用ナキハ当然」として原審の事実認定によるとしている。

座元（講総代）の地位についても、配当金を受け取るべきメンバーが座元に対して別途の債務を負担している場合に、座元がメンバーに対して有する債権を自動債権として相殺しうるかが争われた講金請求事件（大判大15.10.10法律学説判例評論全集16巻民法424頁）は、座元の性質は講契約により定まるとし、「従テ所謂無尽講ノ債権債務ナルモノニ付テモ講総代ハ単ニ受任者トシテ之ヲ処理スルノ権限ヲ有シ自己ノ権利義務トシテ之ヲ取扱

フコトヲ得サルコトモアルヘク、或ハ講員トノ関係ニ於テモ講総代其ノ者ノ債権タリ又債務タルコトモ之ナキニ非ス。而シテ前者ノ場合ニ在リテハ落札金支払ノ債務ト講総代ノ落札人ニ対スル債権トヲ以テ彼此相殺シ得サルヤ論ナキモ、後ノ場合ニ在リテハ必スシモニ相殺ニ適セサルモノト為スノ理由アルヲ見ス。」としている。

このように、講（模合）をめぐる紛争が発生した場合、講の法律的性質は、具体的にその規約、慣習、当事者の明示ないし黙示の特約等を考慮に入れて判断されなければならない⁷⁹。無尽金支払請求・無尽金返還請求事件（山形地判昭29.4.28下級裁判所民事裁判例集5巻4号568頁）では、「会員の親睦を旨とし、互に勤儉貯蓄を図り、会員相互に資金の融通をなすことを目的とし、毎月一回例会を開催し、掛金は会員において各自持参することとし、会務並びに会金の収支は会員の互選によつて定められた会長及び役員がこれを掌るものであることが認められる……ような約款を有する講は通常民法の組合類似の法律関係を有するものと考えられるけれども、講の性質は必ずしも約款だけではなく、講成立の事情その他講契約をなす際当事者が暗黙のうちに前提としている諸事情をも考慮して決定しなければならない」として、座元と各会員の間に講契約が締結され、講関係が成立する種類のものであれば、組合的な講の形式をとるものであっても、その実態から組合性が否定されるとした。

第2節 沖縄における模合の法的位置づけ

上述のように、講であれ模合であれ、その法的性質を一義的に定めることはできず、講を行うための無名契約であり、その内容は当事者の約定によるというほかない。

しかし、それでは紛争解決はもちろんのこと、その外観を知る手がかりとすることすら期待できないこととなる。そのため、裁判例においては、上述のとおり無名契約である、つまり、内容は当事者の契約によるとしつつ、結局のところは組合説に近い形態であるのか（組合型）、消費貸借説

に近い形態であるのか（非組合理型）という大まかな類型化をした上で、そこから派生する権利義務関係や関連する犯罪の成否を判断しているといえる。純粹に無名契約説を採用したというよりは、組合説、消費貸借説それぞれの難点を受容しつつ折衷説をとったという方が正確であるかもしれない。

沖縄の模合に限っていえば、個々の模合を組合理型と非組合理型に完全に峻別することは困難であるものの、大まかに区分すると、親睦模合の多くは組合理型、金融模合の多くは非組合理型と評価される。メンバーの加入や掛金の取り立てに関して座元が権限をもち、受領者には座元の責任において支払を行う、または座元が利ざやを得ているといった業務性や営利目的を有しているような場合には組合としての性質が否定される傾向にあるといえる。

以下では、組合理型、非組合理型それぞれについて、座元の責任を中心に、そのあり方を検討する。

2.1 組合理型模合

メンバー共通の目的のもとに、全体の共同事業として運営される模合は、メンバー相互間に契約関係が形成されると理解され、民法第667条に定める「各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約する」組合契約の類似契約と解することができる⁸⁰。

この場合、メンバー相互に契約関係が存在するため、形式的に座元が存在していたとしても、債権債務関係は、受領者と未受領者との間にしか存在しない。座元は、民法上の組合の規定に準用される委任の規定（民法644条、671条）により、業務執行者として善管注意義務を負うとされるが、座元が未納者の肩代わりをしてまで掛金の支払いを行う義務はないとされる。

2.1.1 座元の責任

座元の責任については、頼母子講掛金取戻ノ件（大判明30.12.2大審院民事判決録3輯11巻10頁）において、頼母子講の世話人もしくは発起人

は、講則または規約に明記される場合を除き、私財をもって講員の未納掛金を返償する責務はないとされており、東京控訴院は、講の世話人は、特別の決まりがなければ、講員の掛金の支払いにかかわらず、自己の財産をもって弁済する義務はない旨を述べ、組合理型の講の場合、座元責任はないとしている⁸¹。

講金返還請求事件（大阪高判昭54.12.13判タ414号99頁）では、講の類型について、「講元などが自分の事業として会員を募集し、自分の責任で運営するもの」と「会員が一団となつて協力して、全員の事業として運営するもの」の二つを示したうえで、「両者の主要な差異は講元その他の講の業務執行者が、満会になつても掛戻債務の回収不能などにより講金の交付を受けられない者に対し、自己の負担で講金支払の責任があるかどうかによつて区別され、講規約その他に特別の定めがない限り、業務執行者はこのような個人責任を負わないのであつて、原則として〔後者〕の会員全員の共同事業で組合的性質を有する講であるとみるべきである」としている。したがって、「本件講が組合的性質を有する頼母子講で、その講元ないし講親であるYは講の業務執行人ないし講管理人にすぎず、掛込金、掛戻金、講金等の支払につき個人的に無限責任を負担するもので」はなく、掛戻金の集金の有無にかかわらず、Yは講と離れた個人として講金支払の義務を負うものとはいえない」とした。

また、講親（座元）であるY個人に対する請求の予備的請求として本件講自体に対する講金返還請求がなされており、裁判所はこれを認めているが、「右の請求は講自体に対するものであつて、Yは講の業務執行人として自己の名においてYとなり敗訴したわけであるから本件判決をもつて、自己の個人財産に対し強制執行を受けることはない」として、業務執行人の責任が有限責任にとどまる旨を示している。

しかし、講規約または地方の慣習によって特に座元の責任が認められる場合には、それらに従つて座元責任を負う。

琉球上訴裁判所⁸²（同裁判所判決1962年6月19日琉球上訴裁判所判例集2巻1号73頁）は、未落札者である原告Xが、座元である被告Yに対し、未受領の落札金の支払いを請求した事案である。裁判所は、組合類似の性質を有する模合の管理人または座元と称する者が「会員に対してどのような権利義務を有するかについては、一定の法則というべきものはなく、……各個の場合について模合規約または当事者間の契約に従って判断すべき」であるとしたうえで、「管理人または座元と称する者の模合落札金支払義務の有無および範囲についてもまたこれ等契約の趣旨によって定まるものである」としている。

「一般に民法組合類似の性質を有する模合における模合事務処理の委任を受けた座元の権限は、模合規約または当事者間の契約に特段の定めのない場合は、民法第671条の規定の類推適用により、会務に関して善良なる管理者の注意義務を尽し受け取った物の引渡義務を有するにとどまるものであるから、座元としては模合に関しその収集した模合金の現存する限度において弁済する義務があるに過ぎない」とし、したがって、「本件模合の座元に自己の名において未払模合金を落札者に給付すべき義務が生ずるには、特段の規約または契約の定めあるを要する」と判断している。

2.1.2 未落札者の権限

模合においては、既落札者と未落札者の間に基本的な利害の対立がある。既落札者にとって、給付を受けた後の掛金の支払いは、実質的に債務の割賦弁済であり、模合の存続に無関心になりがちである一方、未落札者は、将来の給付を期待して掛金を支払っており、模合の会合が進むにつれ、既落札者の債務不履行により給付を受けられなくなる可能性が増えていく関係にあるからである⁸³。掛金の支払いに対する両者の姿勢が異なるため、模合の運営について両者の権限を同一に考えることはできない。したがって、共同の利害を予想する民法上の組合とは異なり、模合規約の変更、その他本来なら模合のメンバー全員の合意な

いし、多数決を要するはずのものであっても、未落札者だけの利益にかかわる事項は、これらの者だけの合意で処理できると解されている。

未落札者の権限について述べた判例として、損害賠償請求事件（大審院判昭12.5.20大審院民事判例集16巻631頁）は、「未取者ハ主トシテ債権者ニ属シ、既取者ハ主トシテ債務者ノ地位ニ在リ。故ニ講規約中未取者ノミノ利益ノ為ニ定メラレ、既取者ノ利害ニ何等影響ナキ条項ニ付テハ、之カ変更ニ付、未取者ノミノ一致アルヲ以テ足り、既取者ノ同意ヲ必要トセサルモノト解スルヲ以テ講契約ノ趣旨ニ適合スルモノト謂ハサルヘカラス」として、未落札者のみの利害に関する（講金の掛戻を確保するために世話人個人に立替弁済を義務づけるかどうかについての）講規約の変更は、未落札者のみの一致をもって可能であるとして、講の運営における未落札者の権限を示した。

頼母子講返掛金請求上告事件（最二小判昭42.3.31判例時報481号109頁）では、本件は「講員が一同となつて協力して全員の事業として運営する組合類似の関係であつて、講世話人は講員全員の委託により掛金および掛戻金の取立その他の業務を執行するにすぎないものと解せられるから、原判決が前掲未取口講員の協議申し合せの結果、爾後講世話人の取立によることなく未取口者が一体となつて既取口者に対しその掛戻金の支払を請求できることになつたと判断したことは、正当」であるとして、未落札者のみの申合せによって掛戻金取立方法の変更ができるとされた。

頼母子講返掛金請求上告事件（最三小判昭42.4.18判例時報483号32頁）は、頼母子講のメンバーであったXが、同じくメンバーであり金員の給付を受けていたYらに対し、返掛金債務の支払を求めて提訴した事案であり、「民法上の組合的性質を有する頼母子講は、その性質上流動性を有し、設立当初は民法上の組合たる性質が濃厚であるが、講の会合がすすむにつれて、講金の既落札者と未落札者との間における消費貸借の性質が増加して、組合性が後退するため、民法の組合の規定をそのまま適用することはできなくなり、した

がつて講の解散についても未落札者全員でこれを決定することができる」としている。

さらに、円滑な講の運営ができなくなったため、未落札者全員の一致によって講を解散した本件の場合、「返掛金の取立等清算事務は未落札者が共同して行なうことができ、既落札者に対する返掛金の請求権は未落札者全員に帰属すべきものである」として、未落札者全員で講の解散を決定できるだけでなく、既落札者に対する未落札者の返掛金請求権を認めている。

以上のように、模合の運営に関し、メンバー同士での利害関係が相反する場合があります、この点で合同行為としての組合契約の性質にそぐわないことのあり得る点は既に指摘したところである。また、組合類似の契約と認定される場合、特段の事情がない限り組合契約の規定が類推適用されるものと考えられるが、すでに利益を受けた既落札者を排して、未落札者に権限を与えることで、未落札者の利益の保護がはかられている。

2.1.3 組合型模合の法的位置づけ

組合型の模合については、座元及びそのメンバーが同一の事業としての模合を実施すべく組合類似の組織体を構成することとなる。

このような模合が組合類似の集団としての実態を備えていること、模合には座元が存在するため事実上業務執行者が存在すること、模合は定期的（多くの場合、月に一回）メンバーが参集して掛金の支払いと配当などを実施するため集団としての意思決定をする場が確保されていることなどを一般に見て取ることができる。これらの点からすれば、組合型の模合は一般に「権利能力なき社団」としての社会的実体であるということができ

る。もともと、このような種類の模合には組合契約の規定が類推適用されると考えられるところ、組合の財産は共有（民法668条）ということになるが、権利能力なき社団であれば模合の財産は総有として事実上当該社団に帰属することとなる。実際、沖縄においては「模合貯金」等と称して金融

機関が模合の費用等の預け入れを引き受けており、その際には「模合の名称+代表者（座元）の氏名」で口座を開設することができるのが一般的である。

そのほかにも、模合で造成した資金をメンバーに分配せず、もしくは一部を分配した上で残部を留保し、公益事業等に模合の名義で寄付するといった事案も見られる。

2.2 非組合型模合

座元が自己の事業として行い、一切の運営権限とその義務を負担する模合は、座元と各メンバーとの個別的な契約関係であり、民法第587条に定める「当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取る」消費貸借契約の類似契約と解することができる。

民法上の組合における業務執行者が組合員の過半数をもって決定される（民法670条1項）のに対し、非組合型の座元は、自らメンバーを集め、自らの権限と責任において模合の運営を行うため、両者の位置づけ、および負うべき責任の範囲は異なると考えられる。

2.2.1 座元の責任

非組合型の場合、座元と各メンバー間にもみ個別の契約関係が存在するため、各メンバーは座元に対してのみ支払請求権をもち、掛金の未納者がでた際には座元が責任をもってメンバーの損失を補填すべきと考えられている。

非組合型における座元の責任を認定した前掲・無尽金支払請求・無尽金返還請求事件（山形地判昭29.4.28）では、「講の性質は必ずしも約款だけではなく、講成立の事情その他講契約をなす際当事者が暗黙のうちに前提としている諸事情をも考慮して決定しなければならない」として、座元が講を主催してきたこと、座元が本件以外の講も自己の事業として発起しかつ運営してきたこと、会員は座元の主催する講に加入する意思を持っていたことを理由に、本件講が非組合型であると認定

した。

さらに、「講に特定の発起人があつてその発起人が講の業務を執行する場合においても、なお講を組合的なものとみるべきこと並びにかかる発起人は特約によつて講員の掛金債務に保証責任を負うことが多いけれども、右特約がない限り当然には右のような責任を負わないものであることが通常であることは云うまでもないが、本件講の実体は既にかかる組合的な親頼母子の域を超えているものと解せざるを得ない」とし、「座元は他の会員が掛金を払い込むと否とに拘らず、法律上当然に掛金の返還給付金の交付等の責任を負うものと解する」と判断した。

模合金請求控訴事件（福岡高裁判58.11.29判タ519号163頁）では、座元が「その事業として会員を募集し、自己の責任において運営するものであるから、座元と会員との間には個々の契約が締結されているものと認められ」、非組合型模合であるとされた。「会員の中途脱会の場合については、契約解除の一般原則に従つて座元との関係を解除するのが相当である。しかるに、未落札の中途脱会者も、各期日にその加入口数に応じた掛金を支払うとともに、落札者の入札金額に相当する割戻金を受領しているのであるから」、未落札口を承継した会員が中途脱会した場合において、満会時に返還を受くべき払込掛金は、被承継者の取得分を含む既受領割戻金を控除した残額であると判断されている。

2.2.2 非組合型模合と銀行業

刑事事件ではあるが、座元が非組合型の模合（講）を反復継続して行った場合、銀行法（旧相互銀行法、旧無尽業法）が禁止する「無免許での銀行業」に該当する可能性がある。

相互銀行法違反事件（札幌高判昭32.8.20判時128号26頁）は、「各無尽講の内容になる加入者の氏名、その加入口数、加入金額、その信用状態等を加入者に知らせないで、講元が自由に決定し、かつ講金支払の責任を負う旨を言明して加入をすすめる、講元に講金取立の権限が認められるばかりで

なく、親取金や入札差金を取得し、落札人に対する毎期所定の給付金をその責任において支弁する無尽講は、まさに講元が加入者との契約で権利義務の帰属者となる無尽講と推認しうるものであつて、これを目して講員相互の契約による頼母子講とは到底認めることができない」と判示している。

座元は、「本件各無尽講の損益の帰属者となり正しく営業無尽の営業者と同様の関係に立ち、営利の目的をもつて右掛金の受入れを反覆継続したものであるから」、本件講は「改正前の無尽業法第一条に規定する無尽及びそれと同一の内容をもつ相互銀行法第二条第一項に規定する相互銀行の業務行為に該当するもの」と判断された。

銀行法違反・相互銀行法違反被告事件（那覇地裁判平7.7.11判時1567号150頁）でも、「現行銀行法及び平成四年法律第八七号四条による廃止前の相互銀行法（以下「相互銀行法」という。）は、一定の期間を定め、その中途又は満了の時ににおいて一定の金額の給付をすることを約して行う当該期間内における掛金の受入業務を銀行業ないし相互銀行業と定め……、大蔵大臣の免許を受けた者でなければ、このような掛金の受入業務をすることができない旨規定している……が、右にいう掛金の受入業務は、掛金を出す者とこれを受け入れる者との対立する当事者関係の存在を前提としていと解される」とし、「これをいわゆる講（無尽）に当てはめた場合、講元が、一定の期間を定め、その中途又は満了の時ににおいて一定の金額の給付をすることを約して当該期間内における掛金の受入れを行い、他方、講員は、右約旨に基づいて掛金の払込をなして一定金額の給付を受けるといように、講元と講員との間には、個別契約に基づく権利義務関係（いわば縦の法律関係）は存在するが、講員相互間の権利義務関係（いわば横の法律関係）はなく、各講員が払い込んだ掛金は講元の単独所有となり、同人はもっぱら、自己の責任において給付金を支払って講を運営する等の事情があれば、これは、後述する組合型の講とは質を異にする、個別契約による非組合型の講であ

って、このような個別契約による非組合型の講を反復継続して行った場合には、銀行法等の規制対象となるというべきである」と示している。

さらに、「沖縄において、従前から模合と称される金融が広く行われてきたことは公知の事実であるが、……典型的な模合は、相互扶助や親睦を目的とするものと認められるところ、これについては、いわゆる無尽講や頼母子講のうち、古くから庶民の金融手段として、講員の相互扶助、困窮者の救済等の共同の目的のもとに結成され、その加入者も親族、親友、職場仲間等の人的あるいは地域的な関係の存在する閉鎖的なものである等の特徴を有するものと同様、法的には加入者相互間に民法六六七条所定の組合契約又はこれに類似する契約が締結され、仮に講元が置かれる場合でも法律関係は講元と講員間の個別契約ではなく講元を含めた関係者全員の横の組合契約ないしこれに類似の契約が存するにすぎない組合型の講にあたるのであって、このような組合型の講は、銀行法等の規制を受けるものではない」とした。

本件模合の方法は、「組合型の講と認められる模合の場合と共通である」が、「本件模合では、(1)いずれの場合も座元となった被告人自身が、主として講員を勧誘・募集し、模合の座の日時・場所の決定、模合の掛金の徴収や落札者に対する模合金の支払は被告人が一人で行っていたこと、(2)各講員は、他の講員の氏名も知らないまま本件模合に加入しており、そのため掛金だけを届けさせるなどして実際に模合の座に出席しない講員も多く（講員の中には、顔見知りや親しい者がいるが、それは被告人が偶然そのような者を勧誘したからにすぎない。）、沖縄県中部一帯に居住する者が多いという以外には各講員相互間に格別の人的あるいは地域的な関係はなかったこと、(3)各講員は座元である被告人の個人的資力を信頼して本件模合に加入し、講員からの掛金の徴収が不能となって模合が途中で崩れた場合には座元である被告人が無条件でその講員の事後の掛金を負担することが暗黙の了解となっていたこと（現に模合が途中で崩れたため、被告人が落札未了の講員に対し

補償を約したことがあった。）、(4)落札した講員に対する落札金の支払に際し、被告人は、模合当日に講員から徴収した掛金から支払うのではなく、第三者振出にかかる小切手で支払ったり、講員からの掛金の受入れに際し、これを講員の被告人に対する未収金債務と相殺する等の方法を用いている等の特徴があり、さらに、本件模合は、被告人が自己の生活資金を調達する目的で起こしたものであって、親睦ないし相互扶助的なものではないことも併せ考えれば、本件模合は前記組合型の講とは明らかに異なるものと認められる」とした。

したがって、「各講員相互間に格別の人的あるいは地域的な関係はなく、各講員は座元である被告人の個人的資力を信頼して、他の講員の氏名も知らないまま、本件模合に加入し、講員の掛金不払の際には被告人が自らその支払の責を負うことが約されていたこと等の事情に照らせば、本件模合は、人的あるいは地域的な関係が存在する者の間で、相互扶助等の共同の目的のもとに結成された組合型の講ではなく、座元と各講員との個別契約があるのみで、講員相互間に法律関係のない個別契約による非組合型の講であったというべきであり、被告人がこれを判示のとおり多数回繰り返し行っていたことは明らかであるから、被告人は反復継続の意思をもって個別契約による非組合型の講を行ったもの、すなわち、銀行法等に違反して銀行業及び相互銀行業を営んだものに外ならない」と判断された。

2.2.3 非組合型模合の法的位置づけ

上述のように、組合型模合の多くは権利能力なき社団として事実上の社会的実体が認められるのに対し、非組合型の場合、その多くは座元と各メンバー間の一対一の契約関係であって、それらを束ねて一つの模合としてみるとみることができるとも、座元及び全メンバーの間には共同の事業のために組織体を構成する意思を認めることは困難であり、上記のとおり、当該模合は多数の契約の「束」と考えるのが妥当といえる。

その結果、このような非組合型模合は権利能力なき社団ではないため、財産は座元及びメンバーの総有とはならない。各メンバーから払い込まれた金員は座元の事業の財産に組み入れられ、管理されるのが一般的と考えられる。

第3節 まとめ

実際には、ある模合をその実態から組合型と非組合型に完全に峻別するのは困難であるが、メンバーの加入や掛金の取立に関して座元が権限をもち、座元の責任において給付を行う、または座元が利ざやを得ているといった業務性や営利目的を有しているような場合には組合性が否定されるようである。これらにあてはめると、親睦模合の多くは組合型であり、金融模合の多くは消費貸借型であると考えられる。

ただし、ある模合の掛金を支払うために別の模合に加入していたり、別の模合でもメンバーが重複していたりと模合が連鎖状に行われていることも珍しくなく、トラブルが起こった際に、誰が関係者であるのか、誰がどこまでの責任を負うのかを明らかにするのが困難であることも少なくないようだ。

また、第1章第3節で述べたように、模合のトラブルを裁判や警察に持ち込まず、内々に処理する場合も多いようである。

第4章 模合の社会的機能

本章では、筆者が2021年に断続的に行った聞き取り調査の成果を踏まえて、先行研究を交えながら、模合が沖縄社会においてどのような社会的機能を果たしているのかを考察していく⁸⁴。

第1節 共同性

1.1 模合の結合力

沖縄社会における模合の機能として、模合を通して共同体が維持されていることが挙げられる。特に親睦を目的としている模合では、顔見知りのメンバーであることが重視されており、定期的な

集まりを目的として行われていることが多い。

事例③では、模合をやる理由として「家から出る口実、息抜き。沖縄は早くに結婚や出産をする人が多いが、家庭があっても模合だからといえば、飲みに行っても大目にもてもらえる」と話していた。

この点について、文化人類学の調査実習で親睦模合について分析した矢谷直子は、沖縄では模合というシステムが文化的に承認されているため、家族に対しても「模合に行く」といえば、夜の外出やその他の支出についての承認が得やすくなるとして、この「模合の文化的承認」は、模合が多くの人を集めるうえでの前提であると位置づけている⁸⁵。

また、事例④では、なぜ飲み会ではなく模合をしているのかという問いに対し、「お金を払わないといけないという縛りを作った方が集まるから」と話していた。

親睦を目的とした模合には、金銭のやり取りを生じさせることによって、メンバーを拘束し、定期的な交友を継続させる機能が期待されており、これによって共同体のつながりを維持することが可能となっているようである。

1.2 沖縄の共同性

沖縄らしさの象徴としての「共同体的性質」は、広く共有されている認識である。

戦前戦後の沖縄における社会変動について論じた社会学者の伊江朝章は、全体として農村的性格を有していた戦前の沖縄では、農村村落の伝統的な共同体的気風が社会生活の核をなすものであったとし、沖縄社会の基底の構造として、経済的側面では、耕地の村落共有制としての「地割制」、精神的側面として、共通の祖霊神を尊崇する祭祀集団として地縁・血縁としての絆の強固さ、社会的側面として「村落内婚制」を挙げている⁸⁶。沖縄の〈地域〉に着目した地域社会学者の山本英治も、人々が存立基盤としているシマの血縁的・地縁的共同体としての特性を指摘しており⁸⁷、戦前の沖縄において人々の生活基盤であった共同体は

地縁・血縁を基本的な枠組みとするものであったといえるだろう。

沖縄社会の根幹をなしている地縁・血縁に基づく共同性は、沖縄の地域社会が一変した戦後もなお根強く残っており、沖縄の人々の生活に様々な形で作用してきたことは、多くの先行研究でも示されている⁸⁸。

例えば、同郷人の結合組織である郷友会は、戦後の人口移動と都市化のなかで大きな役割を果たした。戦禍や土地接収により帰るべきムラを失った人々が都市圏に流入し、1950年代には、米軍の本格的基地建設ブームに伴う労働力需要の高まりや日本本土との民間貿易の再開などにより経済活動は活発になり、那覇やその近郊、中部方面に人口集中が本格化した。このような人口の大移動は沖縄にとって史上初のことであり、多くの人にとって、言語、風俗、習慣などの異なる人々が隣り合う生活は初めての経験であった。こうした戦後の混乱のなかで、同郷人どうしが親睦や相互扶助活動を行うため郷友会を組織し、都市のなかの疑似的なムラともいえる共同体が形成されていった⁸⁹。郷友会は、運動会や敬老会などの行事を通じてメンバーの結束を強化すると同時に、故郷の伝統文化の保持や相互扶助の役割を果たしていたため、人々は故郷とのつながりや人的ネットワークを保ったまま都市生活へと適応していくことができた⁹⁰。

都市社会学者の鈴木広は、郷友会を「故郷の土着的共同体の都市化された模像」であるとして、その機能は共同体意識・帰属感の保証、生活の安定・支持を援助することであり、こうした準地縁集団のモザイク的集合として沖縄の諸都市は組織されているとした⁹¹。

1.3 模合の共同性

郷友会という共同体の内部にはさらにいくつもの小集団が形成されており、この集団が模合グループともなっているのだが、そもそも、模合グループを核として郷友会自体が組織される例も多かった⁹²。同郷意識の希薄化や近代化の進行により郷

友会が次第に縮小していく一方で、模合は現在も広く行われている。

「沖縄都市における地域生活と社会参加」を分析した川添雅由、安藤由美らが行った調査⁹³では、那覇を中心とする都市エリアで、地域の団体等への加入状況をたずねた結果、全回答者の79.9%が何らかの団体等に自主的に加入しており、最も多い回答は「模合」の40.9%であった。男女別にみても、男性が43.5%、女性が38.4%とともに最も多く、年代別にみても占有率に差はあるものの、20～60代の各年代で1位を占めていることが示された。そのうえで、川添らは「とりわけ40歳代以上の模合や自治会といった地縁もしくはパーソナルな関係を基軸にした基礎的な集団への参加が顕著であるという行動様式と意識は、地理的景観や職業構造が産業化している21世紀初頭の沖縄都市においても、依然ゲマインシャフト的な共同態モザイクが基礎的な社会関係として機能していることを示唆している」と結論づけている⁹⁴。

また、糸満市内での模合を調査した社会学者の二階堂裕子は、模合の機能として、資金調達の手段や、拘束性を備えた交流の継続による親密な関係の強化を指摘し、模合は「絆を恒久的に維持し、さらに発展させるために編み出されたシステムに他ならない」としている⁹⁵。那覇周辺地域の親睦模合を調査した文化人類学者の平野（野元）美佐は、不安的な組織である模合は、継続のなかで深まる人間関係に支えられており、現在でも相互扶助的側面が維持されている点を明らかにした⁹⁶。

メンバーを拘束し、共同体を維持していくことで、親睦や相互扶助の場を作り出す模合は、現在まで維持される沖縄的な共同性の表れと考えられるだろう。

第2節 経済

2.1 企業と模合

模合は親睦を目的とする個人の集まりだけでなく、企業同士の親睦や資金調達にも利用されてきた。

沖縄県に営業基盤をおく企業を対象に、1992年に実施された『県内中小企業の「模合」実態調

査』⁹⁷によれば、模合に加入している企業は、アンケート回収総数のうちの53.9%であり、加入目的は、「親睦のため」が49.0%、「情報収集のため」が20.6%、「事業資金調達のため」が15.0%、「相互扶助のため」が13.9%、「貯蓄のため」が1.5%となっている。模合に加入している企業のうち、「模合を事業資金調達手段として今後も利用したいと思いますか」の問いに対し、「積極的に活用したい」「機会があれば利用したい」「資金繰りが悪くなったときに利用したい」と回答し、今後も利用したいと考えている企業は90.9%で、活用したい理由として、「資金調達が容易であるから」が60.7%を占めていた。

逆に、現在模合を事業資金調達手段として利用しているものの、できれば利用したくないと考えている企業は9.1%で、その理由としては、「金融機関を利用したい」が66.7%、「模合は信頼性にとぼしい」が33.3%となっている⁹⁸。

約30年前の調査であるが、当時は沖縄の企業の5割以上が模合を利用していたこと、模合の加入目的として親睦が約5割を占めていたことは注目すべき点であろう。

2.2 飲食業と模合

社会学者の谷富夫らが2008年に実施した調査⁹⁹では、模合の加入の有無をたずねた結果、沖縄出身者のうち46.9%が模合に入っていると回答しており、沖縄出身者に関して現職の有無別では、仕事に就いている者の加入率は49.3%、仕事に就いていない者の加入率は41.5%となっている。さらに、現職職種別の模合の加入率は、「自営業・自由業」が60.5%と最も高く、「一般従業者・役員」が50.2%、「非正規従業員」が39.2%と続く。沖縄出身者のうち、「自営業・自由業」を営む者の模合加入率は約6割と高くなっているが、職種と模合にはどのような関係があるのだろうか。

事例Ⅰでは、レストラン経営者であるE氏は、学生時代の先輩後輩、友人たちとの模合や、同業者や客との模合を合計4つ行っており、模合の会場場所として自身のレストランを利用している。

これにより、店を営業しながら模合に参加することができ、同時に、定期的な利用による収入も見込めるといえる。同業者も加入している模合では、それぞれの店で順番に開催しており、こうした目的から積極的に模合に参加するレストラン経営者も多いという。

「沖縄の飲食業で働く若者たちと地元つながり文化」について分析した上原健太郎は、サービス業の特徴として、平日の「日中」（9時から17時まで）以外の時間帯に働く者の割合の高さを指摘し、こうした生活時間のズレにより、サービスに従事する者は、これまで達成されていた地元メンバーとの場所・時間の共有が難しくなるが、飲食業に従事し、模合を自らの店で開催することで、生活時間のズレという課題を抱えたままでも、場所・時間・金銭の共有を可能にしている点を明らかにした¹⁰⁰。

上原は、「飲食業に従事すること」は、生活時間のズレによって地元のつながり文化からの距離化をもたらす一方で、「飲食業に従事すること」によって、むしろ地元社会との時間・場所・金銭の共有を可能にし、地元つながり文化の再生に寄与する側面を指摘している¹⁰¹。

また、宿泊・飲食サービス業に従事する人々の多くは、中卒、高卒、専門卒といった非大卒層であり、沖縄ではその傾向がより顕著であることが示されている¹⁰²、上原は学歴や経済資本に乏しい若者集団が、商業エリアにおいて居酒屋を経営する様子を観察し、こうした人々にとって、人とのつながりは資源として捉えられていることを示した¹⁰³。

若者集団は、既存の地縁・血縁ネットワークを活用するだけでなく、新規客獲得のため模合やイベントを通じて新たなネットワークを創造しようと試みており、彼らを取り巻く人的ネットワークは分かちがたく結びつき、相互に支えあうような関係性が構築されている。こうした互酬的な関係は、既存の地縁・血縁ネットワークにとどまらず、都市において新たに掘り起こされ、維持されてきた同業者や客とのネットワークにおいても確

認できることが示されている¹⁰⁴。

2.3 沖縄の経済

沖縄の経済状況としては、戦後、米政府主導のもと輸入依存型の経済構造が形成され、商業化による経済発展がなされたことで、産業構造が第三次産業に偏っている¹⁰⁵。さらに、零細企業が多く、開業・廃業率も高い¹⁰⁶。

また、県内における経済格差も大きい。地域の不平等性を検討するうえで、まずジニ係数を参照する¹⁰⁷。総務省統計局の「全国消費実態調査」のデータ（二人以上の世帯）によれば、都道府県別にみた沖縄県のジニ係数は相対的に高水準で推移しており、1999年は0.353（全国0.301）で47位、2004年は0.344（全国0.308）で46位、2009年は0.339（全国0.311）で47位、2014年は0.316（全国0.314）で37位と不平等性の高い地域である。

さらに、所得の格差が大きいだけでなく、産業による格差も存在する。厚生労働省の「毎月勤労統計調査」（2017年）のデータによる常用労働者の一人平均月間現金給与総額を産業別にみると、沖縄県で給料の高い産業は、「電器・ガス・熱供給・水道」（50万7092円）、「教育・学習支援」（36万2503円）、「金融業・保険業」（35万9226円）であり、また給料の低い産業は「生活産業サービス業・娯楽業」（17万4654円）、「サービス（他に分類されないもの）」（17万323円）「宿泊業・飲食サービス業」（13万8491円）となっている。

沖縄の産業構造が第三次産業に偏っている一方で、サービス関連の産業の給料は、「電器・ガス、熱供給水道」といったインフラ関連の産業の3割程度である。

しかも、給料の高い産業に従事する人びとの学歴は相対的に高く、給料の低い産業に従事する人びとの学歴は相対的に低い傾向にあることが指摘されている¹⁰⁸。以上の結果には、沖縄の階層格差が反映されているといえるだろう。

また、沖縄の企業の特徴として、「競争」関係よりも「協調」関係の性格が強いことや、人材面

でも地縁・血縁の結びつきが強く、閉鎖的であることが指摘されている¹⁰⁹。

事業者間の模合は、沖縄の中小零細企業が協同し、資金調達や仕事の創出などを行う相互扶助の場としての役割を果たしており、高い開業率や不安定な経営状態を支える基盤を提供していると考えられる反面、共同体的な関係のなかで、互酬性に基づいた経営がなされており、閉鎖的で競争意識が芽生えにくい土壌を生み出しているのかもしれない。

第3節 閉鎖性

3.1 階層

沖縄の共同性については自明のものとして捉えられ、そのポジティブな側面が取り上げられてきた一方で、階層やジェンダーにより共同体への関わり方が大きく異なることも指摘されている。

沖縄における階層に着目し、共同体との関わりを調査した岸政彦、打越正行、上原健太郎、上間陽子による『地元を生きる 沖縄の共同体の社会学』（ナカニシヤ出版、2020年）では、学歴や職によって異なる階層に位置づけられる人々とそれぞれの共同体との関係は、階層ごとに全く異なるものであることが明らかにされている。このなかで、社会学者の打越正行は、暴走族から建設会社へ就職した男性たちの先輩後輩関係に基づく暴力と抑圧の構造とそこから排除された者同士が作り上げる共同体、さらに排除されてもおお支配関係から抜け出せないという共同体への拘束を描きだした¹¹⁰。教育学者の上間陽子は、不安定な環境で育った女性たちが、男性からの暴力に晒され、地縁・血縁ネットワークからの庇護を受けることもできず、売春や性風俗で生活費を稼ぎながら貧困と暴力に向き合わざるを得ない世界を描いている¹¹¹。

ここで描かれた建築労働者の男性や売春をしながら生きてきた女性たちのような「不安定層」においては、相互扶助のための資源がほとんどなく、そこで生きる人々は沖縄の共同体から排除されている。

社会学者の野入直美も、本土Uターン経験者の生活史を分析する際に、野宿生活者の生活史を取り上げて、家族親族関係や知人・友人といったネットワークがセーフティネットとして機能しなかったという沖縄的共同性の喪失を明らかにした。さらに、野入は「すべての沖縄出身者が「沖縄的生活様式」を享受しているのではなく、階層による格差、それも経済的な文脈だけではなく、文化資本や社会関係資本を含んだ格差が重要な意味もっている」として、階層に起因する相違に着目していくことの重要性を指摘している¹¹²。

沖縄的共同体が、その内部において人々を強く結びつけ、相互扶助のための基盤として機能している一方で、共同体から排除されている人々にとって共同体のもたらす相互扶助関係や資源としての人的ネットワークは利用できるものではない。

3.2 模合への加入拒否

階層やジェンダーによって沖縄的共同体との関わり方が異なり、そこから排除されている人々がいることを確認したが、ここで模合の聞き取り調査をするなかで遭遇した、共同体の結びつきの強さと閉鎖性が垣間見えた場面を紹介する。

事例④の県外出身者である大学教員T氏は、2011年に沖縄に赴任し、2017年から通い始めたレストランで、その経営者のE氏や客の相談にのるようになった。E氏の兄である常連客とも何度か飲んでおり、この常連客の主催する模合の会合がレストランで行われた際、その場に居合わせたT氏は、会合解散後に常連客から「先生も一緒に模合やりましょう」と、この模合に入らないかと誘われた。すると、模合メンバーの一人がムツとして「何かあった時は座元（この場合常連客）が責任取るんだぞ」と、T氏が常連客の模合に加入することに対して否定的な態度を示した。さらに、この模合メンバーは「俺たちはもう何十年も一緒に仕事をしているんだ」と模合メンバーの付き合いの長さ、深さを強調して反対していた。模合メンバーの関係の強さがうかがえると同時に、模合という共同体の閉鎖性が表れた場面として捉えられる。結局、T氏はこの模合

には加入しなかった。

この場面のみから、T氏が模合への加入を拒否された理由のすべてを知ることはできないが、ここでは沖縄的アイデンティティと模合における県外出身者という軸から考察したい。

3.3 沖縄における県外出身者

鈴木広は、「沖縄の歴史的特性の故に、それは本土とは自他ともに「異質」だと容易に認識するような社会文化的風土があり、好むと否とにかかわらず、日本の中の異国といった印象・自意識がある事実は否定しうるべくもない」として、日本における沖縄の特殊性を位置づけている¹¹³。

沖縄の人々のアイデンティティと模合の関係を分析した社会学者の二階堂裕子は、沖縄県民が認識する沖縄の県民性と本土についてのそれぞれのイメージはほぼ正反対であり、これらを規定するのは、沖縄社会における他者との交流であることを示して、模合の組織化とその実践的な取り組みは、メンバーの間に一体感や価値観の共有を促し、さらに、「沖縄県人」として、その「県民性」の内面化をメンバーに対して要請することにもつながるとした¹¹⁴。模合への参加がこうしたウチナーンチュ・アイデンティティの醸成に寄与する一方で、ウチナーンチュ・アイデンティティの保持が模合への参加を促すといった具合に、両者はいわば「車の両輪」のように互いに連動しあっていると分析している。

以上では、沖縄の人々は本土との相対化のなかで自己を認識し、位置づけており、この認識は模合という共同体のなかで補強されていく可能性があることが示されている。

さらに、前述した谷富夫らの調査では、模合の加入の有無について、沖縄出身者のうち、加入ありは46.9%、加入なしは53.1%であるのに対し、県外出身の沖縄居住者のうち、加入ありは21.4%、加入なしは78.6%となっている¹¹⁵。沖縄県出身者の模合加入率が、県外出身者の約2倍であることから、沖縄出身者であることが模合に加入するうえで、重要な役割を果たしているのではないかと

考えられる。沖縄に住む県外出身者にとって、模合に加入することが容易ではないとすれば、こうした人々もまた沖縄の共同体の外部におかれた存在といえるかもしれない。

しかし、T氏は常連客の模合への加入を拒否された一方で、E氏が座元をする模合に、「先生にはお世話になっているから模合に入れよう」と、本人が知らないうちにE氏とその模合メンバーらによって加入させられていた。それ以降、この模合のメンバーとして会合に参加している。T氏が沖縄に住み始めてから約10年が経過した時点での出来事であり、沖縄への一定の同化が求められているとはいえるかもしれないが、県外出身者であっても受け入れられる模合もあれば、それでも拒否される閉鎖性の強い模合もあるのだろう。

E氏らの模合に加入させられた際、T氏本人に事前の確認がない点は、座元の権限が大きいためとも考えられるが、模合という共同体の一員として認められることが、同時に共同体への拘束を発生させているとも考えられる。

第4節 法との懸隔

多くの模合は、共同性の維持と金融機能の両面が切り離しがたく交錯しつつ、一方の極では友人や知人の親睦、反対の極では企業経営や営利事業に至るまでの幅広い社会的機能を果たしている。

親睦を目的とする模合では、拘束性を伴うことで共同体を維持し、メンバー間の結びつきが強化されていき、事業者間で行われる模合では、資金調達や仕事の創出につながる資源としての人的ネットワークの維持がなされている。様々な目的を実現するために、人のつながりを維持することが模合に求められている機能であるともいえる。

一方で、こうした沖縄の共同体から排除されている人々がいることもおさえる必要がある。沖縄的共同体として捉えられる模合は、メンバー間に強い結びつきを与えると同時に、その外部に対する閉鎖性をも有しているのである。

これらの模合の社会的機能を踏まえたうえで、法とのギャップを分析していきたい。

4.1 作られた慣習

戦後の沖縄における統治体制の転換、戦禍と土地接収、都市化と人口移動、第三次産業を中心とする経済発展といった激動の中、戦前のシマ社会は解体され、共同性は希薄化するかと思われたが、人々は再び結びつき、都市のなかのムラともいえる郷友会や模合を作り出した。当時の沖縄には資源が乏しく、人のつながりに頼らざるを得なかったかもしれないが、ともかく人々は生活資金や事業資金の調達、相互扶助を可能とするためにこのつながりを維持していくことを選んだのである。そして、現在でもアイデンティティや帰属感、親睦を確保するために、あえて模合的紐帯が選択され維持されている。その意味で、模合とは、いわゆる自生的な伝統や慣習とは異なる面を有し、人々が自ら選び取ることを継続している、いわば作られた「慣習」ということができるかもしれない。

4.2 属人性

模合は、座元が誰であるか、メンバーが誰であるかが重要であるという属人性をもっている。

事例①、⑤でも、形式上であれ座元を務める人物を中心に人が集まっており、④では座元は決まっておらず、その回の受領者が幹事として座元のような役割を果たしているが、学生時代の仲の良い友人同士の集まりであることがメンバーにとっては重要である。

事例⑥のT氏が模合に加入できたのも、模合のメンバーにとって「一緒に楽しく飲める」「お世話になった」T氏だからこそである。

鈴木広は都市の模合を分析するなかで、15の模合に参加している会社社長について紹介している。この社長は、彼が加入することで模合に人を集めることができ、逆に彼が加入を断った模合は信用が落ちるといことで、模合の誘い話を断れないといい、実際には社長自身が参加しているのは15のうち4つのみで、残りは秘書が参加しているという¹¹⁶。まさに模合が属人的になされていることが見てとれる。

4.3 非公式な制裁

模合の規範として、模合の金を持ち逃げした者がコミュニティから追放されることを挙げたが、県外に逃げた者がいつの間にか地元に戻っていたり、一度持ち逃げした者を最後に受領させるようにして模合に加入させたりすることもある〔Ⅰ、Ⅲ〕。

持ち逃げのような行為は、金銭トラブルである以前に、模合共同体や人間関係に対する裏切りとして捉えられ、コミュニティからの追放がそれに対する制裁として機能しているのではないかと考えられる¹¹⁷。制裁がなされた後に、金銭的な損害をどう処理するかが問題となるのであって、その解決法はそれぞれの模合の性格によって決定されるだろう。

持ち逃げなどのトラブルについて質問した際にも、「座元への信頼で成り立っているから裏切られてもしょうがない」、「勉強代」といった声〔Ⅰ〕が聞かれたように、トラブルが権利義務関係の問題ではなく、模合内部の責任や信用の問題に回収される面があるように思われる。

または、「持ち逃げしても帰ってきて謝れば許すのに」という発言〔Ⅰ〕や、一度追放された者が再び模合に加入することもあり得ることから、模合の紐帯がそう簡単に切れるものでないということかもしれない。

ともかくも、模合の独自の規範は違反者に対する制裁を備えており、これが模合のトラブルが内々に処理される一因ではないかと考えられる¹¹⁸。

4.4 作られた「慣習」と法

様々な目的を達成するために、あえて模合的紐帯が選択され維持されていることで、作られた「慣習」である模合は、属人的であり、独自の規範と制裁を備えている。一般的で形式的なルールに依拠した公式の機構による統御という近代法の仕組みとは、経済と社交の未分化、非公式で内部的なトラブル処理、具体的な人間関係の重視、閉鎖性・排他性といった点でギャップを抱えている

といえる。

こうした模合を法に当てはめることは困難であり、判例は、模合（講）の一般的法律構成をあきらかに、個別の契約や当事者の行動などから法律関係を決定せざるを得ないとしている。その法律的性質は、規約、慣習、当事者の明示ないし黙示の特約等から考慮されるべきとされており、裁判所は、模合の個別具体的な状況に基づく実質的な判断をおこなってから、後付け的に組合型や非組合型といった既存の法の仕組みに包摂しているようにも読める。沖縄の人々が維持する模合が、国家法で捉えきれないギャップを抱えていることが既に示されていたといえるかもしれない。

終章

本稿は、法社会的観点から沖縄における模合に着目し、統治体制の変遷に伴う社会変動のなかで、相互扶助制度として定められた模合がその形態を変えながら、現在まで残り続けた要因を探り、その規範と機能を解明しようとするものである。

もともとは「共同」の意味をもち、幅広い相互扶助的行為を含んでいた「模合」は、沖縄の共同体的性質をもつ社会構造と不安定な経済状況のなかで、相互扶助と民間金融の役割を担い、社会に広く浸透していく。国家法と資本主義経済が整備された現代の沖縄社会においても、模合はなお重要な役割を果たしている。共同性を維持する機能と金融としての機能を併せ持つ模合は、友人や知人の親睦から、企業経営や営利事業に至るまで、人々が相互扶助や資金調達を行うための基盤を提供しているのである。

また、模合の基本的なルールは沖縄の人々に広く共有されており、独自の制裁や内部的なトラブル処理といった非公式な規範を有している。こうした模合の規範が、生活のなかで習得されていき、世代間で受け継がれていくことによって、沖縄における模合の高い普及率が維持されていると考えられる。

沖縄において、模合的紐帯が選択され維持されてきたことによって作られた「慣習」であるところの模合は、一般的で形式的なルールに依拠した公式の機構による統御という近代法の仕組みとは、経済と社交の未分化、非公式で内部的なトラブル処理、具体的な人間関係の重視、閉鎖性・排他性といった点でギャップを抱えているといえる。模合とは、言わば沖縄社会の生ける法であり、生ける経済であり、人々の社交そのものである。沖縄において人々の行為規則を生み出している慣行であるところの模合が、統治体制の変遷を経て、日本の近代法秩序下におかれた今なお維持されているという点は法学的な視点からも注目すべき事象であると思われる。

今回の聞き取り調査の対象は、ほとんどが沖縄本島、特に中南部の経済的に安定した層であったが、離島地域や異なる階層の模合は、ここで扱った模合とは異なる規範や機能を有しているだろう。今後は、沖縄における模合だけでなく、日本本土に移住した沖縄県人のコミュニティにおける模合や海外の沖縄系移民によって異なる社会・法体制のもとに持ち込まれた模合は、どのように維持されているのか、もしくは変化しているのか、グローバル化する社会と法のなかで模合がもつ意味や機能とはなにか、についてより踏み込んだ研究をしていきたいと考えている。

¹ 平良勝保『近代日本最初の「植民地」沖縄と旧慣調査 1872-1908』藤原書店 (2011)

² 森賢吾・鈴木繁編『沖縄法制史』大蔵省 (1903)

³ 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』下巻、沖縄タイムス社 (1983)、658頁。

⁴ 沖縄の模合を研究した社会学者の波平勇夫によると、親睦模合の目的は、「会員の親睦（共同性の確認）および相互扶助（特に冠婚葬祭）」であり、金融模合の目的は、「貯蓄と副次的には親睦および相互扶助」とされる。現在の沖縄では親睦模合が多いといえるが、両者は相互補

完的であり、必ずしも明確に区別できるものではないとしている。（波平勇夫「模合と契」沖縄・韓国比較社会文化研究会編『韓国と沖縄の社会と文化』第一書房 (2001)、14頁）

⁵ 模合の流れは、安仁屋政昭「イイマールと模合」（那覇市総務部女性室那覇女性史編集委員会『なは・女のあしあと 那覇女性史（近代編）』ドメス出版 (1998) における「沖縄の模合（掛銭）の一般的構造」（138～142頁）を基に整理した。

⁶ かつては、「チンズバレー（近所払い）」と呼ばれる一種の村八分などにより、掛金の滞納や持ち逃げをする者は村落共同体から排圧されることもあった。（前掲・安仁屋 (1998)、141頁）

⁷ 芳即正『薩摩の模合と質屋 —南日本庶民金融史—』大和学芸図書 (1980)、5頁。

⁸ 波平勇夫「近世琉球の模合」『南島文化』39号 (2017)、25頁。

⁹ 前掲・波平 (2001)、14頁。

¹⁰ 前掲・波平 (2001)、19頁。波平は、狭義の模合は「相互に信頼関係にある対等な個人間の私的（自治的）相互扶助行為」と定義することができるとしている。

¹¹ 前掲・波平 (2017)、22頁。

¹² 前掲・沖縄大百科事典刊行事務局編 (1983)、658～659頁。「模合墓」は、共同墓のことであり、墓造りに際して関係者が飲食物、労働力、資材を援助しあうことは「墓模合」ともいわれるようである。（前掲・波平 (2001)、14頁）

¹³ 前掲・安仁屋 (1998)、135頁。

¹⁴ 前掲・安仁屋 (1998)、134～135頁。

¹⁵ 前掲・波平 (2001)、18頁。

¹⁶ 司法省調査部「沖縄県下に於ける旧慣模合に就いて」『世態調査資料』第36号 (1942)、164頁。司法省調査部による世態調査の一環として那覇地方裁判所が行った調査で、首里無尽株式会社専務取締役である山口全則氏へのインタビューを中心とする記録である。

¹⁷ 波平勇夫「南島文化とは何か：模合から見た沖

- 縄とアジア」沖縄国際大学公開講座委員会編『沖縄国際大学公開講座7 南島文化への誘い』沖縄国際大学公開講座委員会(1998)、27頁。
- ¹⁸ 前掲・波平(2001)、19頁。
- ¹⁹ 鈴木広『都市化の研究 社会移動とコミュニティ』恒星社厚生閣(1986)、396~397頁。
- ²⁰ 前掲・鈴木(1986)、400、403頁。通常の模合グループの本質は、親密な結束を強めることであり、金融そのものは目的というよりも手段であり、結束にかかわり、模合を維持完結することが、共同体成員たる者の貴重な資格として位置づけられていることを指摘した。
- ²¹ Geertz, Clifford, "The Rotating Credit Association: A 'Middle Rung' in Development," *Economic and Development and Cultural Change*, 10(3), (1962), pp.260-263.
- ²² 台湾の標会(びゃおほえ)は北京語でおり、土着の台湾人は会仔(ほえや)と呼ぶが、内容は同じである。講、契、標会・会仔、アリサンと模合の比較から南島社会を論じたものとして、前掲・波平(1998)、27~39頁参照。
- ²³ 櫻井徳太郎「講集団の研究」『櫻井徳太郎著作集 第1巻』吉川弘文館(1988)、14頁。
- ²⁴ 前掲・櫻井(1988)、390頁。
- ²⁵ 前掲・櫻井(1988)、391~392頁。
- ²⁶ 沖縄県内に居住する20歳以上の男女を対象とした琉球新報社による調査。調査結果については琉球新報社編『2016沖縄県民意識調査報告書』新星出版(2017)参照。
- ²⁷ 全体での「している」の割合は初回調査の2001年で41.5%、2006年で45.2%、2011年で41.6%となっており、4割前後で推移している。
- ²⁸ ④の模合でも会合に子どもを同伴する人は多いという。
- ²⁹ 沖縄の島々の分類および概要については、安里進、田名真之、豊見山和行、真栄平房昭、西里喜行、高良倉吉『沖縄県の歴史』山川出版社(2004)、4~11頁を参照した。
- ³⁰ 山本英治『沖縄と日本国家 国家を照射する〈地域〉』東京大学出版会(2004)、2頁。
- ³¹ 伊江朝章「沖縄の社会変動に関する一視点」『戦後沖縄における社会行動と意識の変動に関する研究』琉球大学法文学部(1985)、63頁。
- ³² 地割制とは、村の成員である農民に対し、土地の私的所有を認めず、村の共同保有地としての百姓地を定期的に割りかえていく土地制度である。
- ³³ 高良倉吉・田名真之編『図説 琉球王国』河出書房新社(1993)、78頁。
- ³⁴ 前掲・安里・他(2004)、136頁。
- ³⁵ 由井晶子「琉球処分と女性」那覇市総務部女性室那覇女性史編集委員会『なは・女のあしあと 那覇女性史(近代編)』ドメス出版(1998)、38頁。
- ³⁶ 1732年に蔡温らが発布した「御教条」では、すべての役人は国王の手足として琉球王国の統治を担う存在であるとして、奉公人の職務遂行と治者にふさわしい士・役人としての行動様式が要求されたが、無職士族に対しては商工業に従事することも国用の勤めであり、「御奉公の筋」に変わりはないとの確認がなされている。(前掲・安里・他(2004)、170頁)
- ³⁷ 前掲・由井晶子(1998)、41頁。
- ³⁸ 前掲・司法省調査部(1942)、165~166頁。
- ³⁹ 球陽研究会編『沖縄文化史料集成5 球陽 原文編』、角川書店(1974年)、305頁。
- ⁴⁰ 球陽研究会編『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』、角川書店(1974年)、307頁。
- ⁴¹ 「模合の法」の内容については、前掲・波平(2017)、20頁を参照した。
- ⁴² 小林惟司「明治初期における沖縄の模合について：読谷村波平の場合」『千葉商大論叢』第25巻、第2号(1987)、158頁。
- ⁴³ 近世琉球では、土地の開発・開墾のことを「仕明」と呼んでいた。村落(シマ)の構成員が共同開墾(模合仕明)することもみられ、こうした土地は百姓地に組み込まれ、売買禁止の耕地となっていた。前掲・安里・他(2004)、175頁。

- ⁴⁴ 前掲・波平（2017）、22頁。また、当時は経済的に余裕のある者が模合を起こし、困窮者を助けていた事例がみられることから、1700年代後半には地域レベルでは既に貧富の差が目立ち、富裕層は地方役人層でほぼ固められていたこと、模合を含めた扶助活動はこれら富裕層が中心をなしていたことが推測されている。同、25～26頁。
- ⁴⁵ 小林は、「模合帳二」を1880年のものとしているが、波平は、「模合帳二」と崎原貢資料の日付から、1820年か1880年のいずれかであろうとしている。前掲・波平（2017）、27頁。
- ⁴⁶ 利子の低さから営利性は薄く、相互扶助意識に支えられていたことも指摘されている。前掲・小林、185～186頁。
- ⁴⁷ 前掲・波平（2017）、29頁。
- ⁴⁸ また、資金集めの面から会員は居住地の範囲を広げる必要があり、信用確保の面から一部有力者の参加は必要条件だった可能性が指摘されている。前掲・波平（2017）、31～32頁。
- ⁴⁹ 前掲・司法省調査部（1942）、180頁。
- ⁵⁰ 前掲・司法省調査部（1942）、167頁。
- ⁵¹ 前掲・小林（1987）、159頁。
- ⁵² 前掲・伊江（1985）、62頁。
- ⁵³ 前掲・伊江（1985）、62～63頁。
- ⁵⁴ 前掲・司法省調査部（1942）、169～175頁。
- ⁵⁵ 前掲・司法省調査部（1942）、182～184頁。
- ⁵⁶ 大田昌秀『沖縄の民衆意識』弘文堂新社（1967）、187頁。
- ⁵⁷ 明治42年の沖縄県の所得総額は、700万6000余円で、他府県で最も所得額が少ないとされた鳥取県の2分の1弱に相当するようである。所得に対する税負担は、全国平均の1割9分4厘に対し、沖縄県が4割2分5厘で、次いで高い兵庫県は3割2分6厘であった。前掲・大田（1967）、191頁。
- ⁵⁸ 琉球新報社会部編『昭和の沖縄』ニライ社（1986）、242～245頁。
- ⁵⁹ 琉球政府編『沖縄県史』15巻、資料編5、琉球政府（1969）、418頁。
- ⁶⁰ これらの模合の内容については、前掲・大田（1967）、184～186頁参照。
- ⁶¹ 前掲・沖縄大百科事典刊行事務局（1983）、下巻、658頁。
- ⁶² 櫻澤誠『沖縄現代史』中央公論新社（2015）、10頁。
- ⁶³ 沖縄タイムス社『庶民がつづる 戦後沖縄生活史』沖縄タイムス社（1998）、284～289頁。
- ⁶⁴ 前掲・波平（2001）、16頁。
- ⁶⁵ 沖縄開発庁沖縄総合事務局『沖縄の模合実態調査』（1974年）、調査時期1973年。
- ⁶⁶ 波平勇夫「宮古の模合」宮古の自然と文化を考える会編『宮古の自然と文化第2集』ボーダーインク（2008）、150頁。
- ⁶⁷ 喜友名朝夫「崩れた沖縄市商店街の大口模合」『青い海』11巻5号、青い海出版社（1981）、25～33頁。
- ⁶⁸ 小波本健雄「弁護士からみた模合事件」日本弁護士連合会編『日弁連研究叢書 現代法律実務の諸問題〈昭和61年度版〉（下）』第一法規出版（1987）、安次富哲雄「特約のない場合の組合類似の性質を帯びる模合（頼母子講）の管理人（座元）の落札金支払義務」『琉大法学』11号（1970）、参照。
- ⁶⁹ 石坂音四郎「講の法律上の性質」『民法研究 第3巻』有斐閣書房（1914）、56頁、由井健之助『頼母子講と其の法律関係』岩波書店（1935）、81頁。（『改纂民法研究』では「数人が一定の時期ごとに一定の金銭を拠出し、抽選もしくは入札の方法によりすべての当事者をして順次に財産上の利益を受けしめることを目的とする契約」）
- ⁷⁰ 前掲・由井健之助（1935）、82～86頁、安次富哲雄「模合に関する判例の動向と問題点」日本弁護士連合会編『日弁連研究叢書 現代法律実務の諸問題〈昭和61年度版〉（下）』第一法規出版（1987）、483～484頁。
- ⁷¹ 判読の便宜のため、筆者において句読点を追加した。以下同じ。
- ⁷² 同判決は、契約がいずれの関係において成立す

るかは、法理論的に一義的に定まるものではなく、契約の定めによるとする。

- ⁷³ 令和2年の民法改正により、民法587条の2において、書面とする消費貸借は貸主からの金銭その他の引渡しと借主からの返還を約することで効力が生じるとされた。
- ⁷⁴ 決議無効確認請求事件（大判昭7.7.13法律新聞3454号9頁）も同旨。
- ⁷⁵ 前掲・石坂（1914）、718頁等。
- ⁷⁶ 江木衷「賃金請求事件（大判明35.6.12民録8輯6巻58頁）」『判例彙報』第13巻360頁。
- ⁷⁷ 前掲・由井健之助（1935）、107～111頁。
- ⁷⁸ 業務横領文書偽造行使ノ件（大判大2.10.11刑録19輯965頁）は、刑事事件であるが、座元が講の金を流用、横領したとして業務上横領に問われた事案において、大審院は流用の事実認定のみに基づいて有罪とした大阪控訴院の判決を取り消し、当該講が組合類似の性質を有するものであるのか、座元の事業としてなされたものであるのか等の評価をすべきであるとして事件を名古屋控訴院に移送の上差し戻している。
- ⁷⁹ 前掲・安次富（1970）、124頁。
- ⁸⁰ 組合的講の法律上の性質については、消費貸借説（大判明35.6.12・民録8.6.58）、組合説（前掲・石坂（1914）、718頁等）、無名契約説（江木衷「賃金請求事件（大判明35.6.12民録8輯6巻58頁）」『判例彙報』第13巻360頁）、組合類似の無名契約説（前掲・由井健之助（1935）、107～111頁）、事実認定説（大判大3.3.20民録20輯222頁、）などの説が存在したが、現在では組合類似の無名契約説が通説とされている。学説、判例の分類および動向については、前掲・由井健之助（1935）、88～105頁、107～111頁、前掲・小波本（1987）、493頁、参照。
- ⁸¹ 東京控判大3.3.19法律新聞955号25頁。
- ⁸² 米軍占領下の1950年に米国軍政府布令38号「琉球民裁判所制」により設置された司法裁判所。琉球住民裁判官によって構成される、琉球地域の最上級裁判所。米国軍政府軍法会議、または米国民政府裁判所の権限に属する以外の事件に

ついて裁判を行った。1968年の琉球立法院立法「裁判所法」により琉球高等裁判所に改組された後、1972年の沖縄本土復帰に伴って福岡高等裁判所那覇支部として現在に至る。

- ⁸³ 前掲・小波本（1987）、493～494頁。
- ⁸⁴ 聞き取り調査については、序章第2節。
- ⁸⁵ 矢谷直子「模合の凝集力と親睦機能」国際基督教大学人類学研究室『文化人類学調査実習報告書11』（1997）、87～89頁。
- ⁸⁶ 前掲・伊江（1985）、65～71頁。
- ⁸⁷ 前掲・山本（2004）、2頁。
- ⁸⁸ 前掲・鈴木（1986）、山本英治・高橋明善・蓮見音彦著『沖縄の都市と農村』東京大学出版社（1995）、山城千秋『沖縄の「シマ社会」と青年会活動』エイデル研究所（2007）など。
- ⁸⁹ 石原昌家『郷友会社会 —都市のなかのムラ—』ひるぎ社（1986）、14～17頁。
- ⁹⁰ 郷友会の活動や役割については、前掲・石原（1986）に詳しい。
- ⁹¹ 前掲・鈴木（1986）、407頁。
- ⁹² 郷友会を構成する小集団の模合については、前掲・石原、36～45頁。
- ⁹³ この調査（沖縄総合社会調査2006）の分析結果については、川添雅由、安藤由美「沖縄都市における地域生活と社会参加」安藤由美、鈴木規之編『沖縄の社会構造と意識：沖縄総合社会調査による分析』九州大学出版会（2012）、136～138頁を参照。
- ⁹⁴ 前掲・川添・安藤（2012）、146～147頁。
- ⁹⁵ 二階堂裕子「ウチナーンチュの生活世界」谷富夫、安藤由美、野入直美『持続と変容の沖縄社会 —沖縄なるものの現在—』ミネルヴァ書房、（2014）、71～72頁。
- ⁹⁶ 平野（野元）美佐「親睦模合と相互扶助 —沖縄・那覇周辺地域における模合の事例から—」『生活学論叢』26号（2014）、14～15頁。
- ⁹⁷ 財団法人沖縄県産業振興公社中小企業情報センター『県内中小企業の「模合」実態調査』（1993）
- ⁹⁸ 事業資金調達のために過去三年間で金融機関を

- 利用したことがあると回答した企業は、全体の85.8%であるが、事業資金調達のために過去三年間で金融機関を利用しなかった企業に対し、その理由をたずねると、「資金を必要としないから」が59.2%で、「模合の方が簡便であるから」が12.2%、「諸手続きが煩雑であるから」が6.1%と続いている。
- ⁹⁹ 「沖縄県本島中南部都市圏市民意識調査」は、沖縄県出身者のUターン経験を統計的に把握することを目的に、那覇市を中心とする人口集中地区在住の満20～59歳男女を対象として実施されたものである。分析結果については、谷富夫「沖縄的なるものを検証する」谷富夫、安藤由美、野入直美『持続と変容の沖縄社会 ―沖縄なるものの現在―』ミネルヴァ書房（2014）、14～15頁参照。
- ¹⁰⁰ 上原健太郎「沖縄の飲食業で働く若者たちと地元つながり文化」谷富夫、稲月正、高畑幸『社会再構築の挑戦 ―地域・多様性・未来―』ミネルヴァ書房（2020a）、187～188頁。
- ¹⁰¹ 前掲・上原（2020a）、188頁。
- ¹⁰² 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」（2017）から上原が作成した学歴構成比によると、宿泊・飲食サービス業における学歴構成比（全国）は、非大卒者の割合は、全産業で59.7%、宿泊・飲食で75.9%、大卒者の割合は、全産業で40.3%、宿泊・飲食で24.1%である。沖縄では、非大卒者の割合は、全産業で67.4%、宿泊・飲食で78.1%、大卒者の割合は、全産業で32.6%、宿泊・飲食で21.9%となっている。前掲・上原（2020a）、178頁参照。
- ¹⁰³ 上原健太郎「没入 ―中間層の共同体」岸政彦、打越正行、上原健太郎、上間陽子『地元を生きる 沖縄的共同体の社会学』ナカニシヤ出版（2020b）
- ¹⁰⁴ 前掲・上原（2020b）、241～245頁。
- ¹⁰⁵ 内閣府の『県民経済計算（平成30年度）』によれば、沖縄県の産業構成比は、第1次産業1.3%（全国1.1%）、第2次産業17.9%（全国26.2%）、第3次産業81.3%（全国72.7%）となっている。
- ¹⁰⁶ 上原健太郎「沖縄の階層と共同性」岸政彦、打越正行、上原健太郎、上間陽子『地元を生きる 沖縄的共同体の社会学』ナカニシヤ出版（2020c）、15～16頁。
- ¹⁰⁷ ジニ係数とは所得分配の不平等性を表す指標であり、完全な平等のときは0、不平等なほど1に近づく。
- ¹⁰⁸ 前掲・上原（2020c）、26～27頁。
- ¹⁰⁹ 内田真人『現代沖縄経済論 復帰30年を迎えた沖縄への提言』沖縄タイムス社（2002）、27～29頁。
- ¹¹⁰ 打越正行「排除Ⅰ―不安定層の男たち」前掲・岸・他（2020）。
- ¹¹¹ 上間陽子「排除Ⅱ―ひとりで生きる」前掲・岸・他（2020）。
- ¹¹² 野入直美「本土移住と沖縄再適応」谷富夫、稲月正、高畑幸『社会再構築の挑戦 ―地域・多様性・未来―』ミネルヴァ書房（2020）、39～40頁。
- ¹¹³ 前掲・鈴木（1986）、391頁。その歴史的特性として、一見全く違った外国語のように聞こえる沖縄方言、近世・近代の抑圧の歴史と屈折した日本＝沖縄関係意識、日本唯一の凄絶な地上戦が展開され大量の死者を出したという経験、米軍基地の多くが沖縄にあり沖縄経済と強くかかわりをもちながら一部の県民から意識として拒否されているというアンビヴァレンス、工業化・産業展開の条件が乏しく全般的に貧困であることなどを挙げている（392頁）。
- ¹¹⁴ 前掲・二階堂（2014）、81頁。
- ¹¹⁵ 前掲・谷（2014）、14頁。
- ¹¹⁶ 前掲・鈴木（1986）、402頁。
- ¹¹⁷ 鈴木広は、「沖縄における貨幣は人間関係の疎外された形象ではなく、むしろ親密な人間的結合ないし、ゲマインシャフト的連帯の媒介・メディアと考えられる」として、沖縄の人々にとっては「緑の切れ目が金の切れ目」なのではないかと指摘している（前掲・鈴木（1986）、414頁）。

¹¹⁸ 模合のトラブルが内々に処理される過程については今後の課題としたい。

(とぐち ひろこ 北海道大学大学院法学研究科
修士課程修了)